

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和元年 9 月 11 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 議案第 41 号 愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の制定について
- 日程第 2 議案第 42 号 愛西市表彰条例等の一部改正について
- 日程第 3 議案第 43 号 愛西市役所支所設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 44 号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 45 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 46 号 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 47 号 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 48 号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について
- 日程第 9 議案第 49 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額  
等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 50 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 51 号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 52 号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第 13 議案第 53 号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 54 号 令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 55 号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 認定第 1 号 平成 30 年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 2 号 平成 30 年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 18 認定第 3 号 平成 30 年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 19 認定第 4 号 平成 30 年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 5 号 平成 30 年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 21 認定第 6 号 平成 30 年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 22 認定第 7 号 平成 30 年度愛西市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 請願第 3 号 子どもの医療費完全無料化を求める請願について
- 日程第 24 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

---

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

---

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

---

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	渡 辺 弘 康 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君	産業振興課長	滝 川 豊 彦 君
保 険 年 金 課 課 長 補 佐	石 原 優 雅 君	高齢福祉課長	後 藤 真 治 君
高 齢 福 祉 課 課 長 補 佐	村 瀬 さ や か 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

---

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

---

午前 9 時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することとなっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第41号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、3点ほど質問させていただきます。

まず初めに、配られた資料1、5ページの附則第7項関係でありますけれども、この中で総代、交通安全指導員、母子保健推進員、消費生活相談員が年額、月額、日額で報酬として支払われておりましたけれども、今回の改正で削除されております。今後、この報酬についてどの部局でどのような形で支払われるのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、期末手当でございます。第13条では1週間当たりの勤務時間が著しく短い者を除くがありますけれども、大体何時間を目安に対象外になるのかお答えいただきたいと思っております。

次に第4条、これは確認でございますが、地域手当がパートタイム任用職員にも支給されるということになったわけなんですけれども、期末手当には支給要件がありますが、この手当は全ての職員が対象になるのかお答えいただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、順次お答えさせていただきます。

まず附則の第7項関係でございますが、今回の改正で総代、あと交通指導員、母子保健推進

員、消費生活相談員は特別職非常勤公務員としての任用はなくなります。そのうち、交通指導員と消費生活相談員は会計年度任用職員となりますが、消費生活相談員につきましては現時点では採用がございません。交通指導員の支払いに関しましては、人事課から報酬という形で支払いを行うこととなります。また、総代、母子保健推進員は会計年度任用職員とはなりません。支払いにつきましては、それぞれ市民協働課、健康推進課から報償費として支払われるということとなります。

続きまして、期末手当の関係でございます。

こちら短いものを除くというのはですが、こちら国からのマニュアルによりますと、1週間当たり15時間30分未満ということでなっておりますので、よろしく願いいたします。

3点目、地域手当の関係でございます。

地域手当相当分につきましては、基準月額に含まれるものでございますので勤務時間の長さに関連するものではございません。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

ありがとうございました。

それでは、一般職で結構でございますので、当然今まで時間単価で支給していたということでもありますけど、今回地域手当、そして期末手当、こういったものを加算というか支給しますと、当然年間所得が随分変わってくるわけでございますけれども、実際の時間給に割り戻すと1人当たりどのくらいの時間給になるのかお教え願いたいと思います。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

モデルケースの一般職のほうで考えますと、令和2年度で1,128円、令和3年度では1,201円となる予定でございます。以上です。

#### ○議長（鷲野聡明君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

#### ○5番（高松幸雄君）

議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、御質問いたします。

まずこの議案は、臨時・非常勤職員についての制度が不明確で、各地方公共団体によって任用、勤務条件等に関する取り扱いがさまざまであったための臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するといったことの目的とした条例の制定であり、主な内容で、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化し会計年度任用職員制度に移行するものであります。

また、あわせて会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能としているもので、パートタイム会計年度任用職員の給与費用弁償について定めています。その中に、報酬額の改正に伴う影響についてですけれども、職員数235人のうち対象者235人の影響額が430万円とあります。そこで、会計年度任用職員制度に移行に伴う報酬額の改正による影響の430万円の詳細について、教えてください。

また、期末手当の支給については、期末手当の支給に伴う影響として、職員数235人のうちの対象者は159人でありますけれども、対象者となる条件について教えてください。

次に、この愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定施行により、期末手当の支給の支給を可能とし、任用、服務規程等の整備が図られるとともに、厳格化されることとなりますけれども、地方公務員には守秘義務があり情報管理の厳格化がされています。そこで、正規雇用職員とパートタイム会計年度任用職員との守秘義務についての違いはあるのかお尋ねいたします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、報酬額の改正に伴う影響額というところでございますが、平成31年4月1日現在の非常勤職員を新制度に移行したと仮定して積み上げた金額でございます。各職種の職員の勤務時間によりますが、例えばモデルケースの一般事務職の場合、時間額900円から960円の60円の増で年間260万円の増、あとその他保育士、保健師など専門職の合計で170万円の増というふうで考えております。

続きまして、期末手当の対象となる条件ということでございます。

こちら、任用は年度内でございますが、対象となる条件は6カ月以上の任期中、かつ1週間の勤務時間が15時間30分以上の者が対象となるという予定で、先ほどの平成31年4月1日現在の非常勤職員235人のうち159人がこの条件を満たすということになります。

その次、守秘義務の関係でございます。守秘義務につきましては、同じ地方公務員法の規定が適用されるので、違いについてはございません。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

それではもう一つだけお伺いいたします。

条例制定前と条例制定後の、また守秘義務についての何が違うのかだけお伺いいたします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

嘱託職員につきましては、今まで守秘義務について適用外でございましたので、今後につきましては守秘義務が適用されるということになります。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質問をいたします。

まず、条例の1ページの第3条、パートタイム会計任用職員の報酬の基準となる額は別表の定める額を超えない範囲内において任命権者が定めるということになっておりまして、具体的にどのような基準でこれを定めていくのかについてお伺いします。

続いて、先ほど原議員からのお話もありましたが、附則第7項について任用職員の中から削

除された内容がありますので、それについてはなぜ削除したのかの説明をもう一度お伺いをいたします。

また、附則第9項についての項目で、資料1の7ページのところになりますが、総代の身分または非常勤の特別職としというところまで書かれておるのを、それを削除するという内容、また職務から事務ということで、内容が変わってきている、職務と事務についてはかなり違うと思うんですが、その内容について、なぜそのような状況が変わったのか、その変更の理由を教えてください。

また、資料3のところに記載があります報酬額の改正で、報酬額の改正に伴う影響として職員数235人のうち対象者235人ということで、235人の対象者があるということで今お示しをいただいておりますが、この235人について所管部の人数について、それぞれお伺いをいたします。以上、よろしく申し上げます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず一番最初の3条の基準の額のルールということでございますが、こちら地方公務員法の第24条の規定に基づきまして従事する職務の内容、あと責任の程度等を踏まえて設定することということで国のほうから指示をいただいております。

その次、附則の第7項について削除した理由ということでございますが、こちらにつきましては非常勤特別職の任用根拠が厳格化されたことによりまして、総代、交通指導員、母子保健推進員、消費生活相談員につきましては非常勤特別職としての任用がなくなったということで、表のほうから削除させていただいております。

その次、附則の第9項についてでございますが、総代はそれまで非常勤の特別職として任用されておりましたが、今回の制度で非常勤の特別職としての任用をされる職が厳格化されまして、総代は公務員としての取り扱いも外れるため、この規定で削除しておる次第でございます。

その次、資料の3の235人の所管、あと人数ということでございますが、こちらにつきましては平成31年4月1日現在で、会計室で3名、総務部で8名、企画政策部で1名、市民協働部で36名、健康福祉部で102名、八開診療所で9名、産業建設部で2名、上下水道部で4名、教育部で70名となっております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

第3条についての基準ということで、内容、責任の程度によって変わるよということでお話がありましたが、最高の金額はここに記載があります。別表のとおり一般業務に従事するものについては月額24万7,600円が最高、相当知識の、また経験を要する業務についての従事する者については30万4,200円、技能労務に従事する者については23万6,000円、教育業務に従事する者については40万9,300円ということで、最高額は規定はされております。

第3条、また第5条の時間給を出す項目がありますので、それで165.25かな、時間給を割り出す項目がありますのでそれで割り返すと、一般業務に従事する者の最高額が1,500円、相当知識、または経験を要する業務に従事する者については1,870円、技能労務に従事する者につ

いては1,450円、教育業務に従事する者については2,500円という形で、最高額の時給についてはこの条例を見る限りわかるんですが、不安なのは最低額と、また、今任用している部分について大体平均的にこれぐらい支払っているということがわかれば、また職務の内容について、今部局でたくさん、さまざまな部局で変わっておりますが、部局によってばらつきというのか、そういうものがあるのか。そのことについてまず1点お伺いをいたします。

続いて附則第9項についてですが、職務から事務へということになります。特別公務員でなくなると、特別公務員はなくなるということになれば、先ほど高松さんからお話もありましたが守秘義務の関係とか、特別公務員でなくなるということについてこの総代さんの身分というのか、そういうものがどういうものになるのか。今までは職務ということで総代さんについてはありましたが、今後は事務ということで委託をするような形の扱いになるわけですが、そのことについての違いについて再度お伺いをいたします。

また、それぞれパートタイム会計年度任用職員等について、6カ月以内で手当が出るとかという話もありましたが、6カ月を超えた場合、何回まで契約の更新ができるのか、また契約の更新に当たってはどのような方法があるのか、1年を超えた者については契約をしないのか。そのことについてお伺いをしますので、よろしく申し上げます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

まず、上限の設定のところでの御質問でございます。

まず、皆さんのこの報酬の決め方といたしましては、こちらのほうでは最高額が設定されているだけでございまして、各職種の上限額というのはまた現行の給与水準と皆さんがもらっている時間給や何かを基準にしまして、また規則のほうで給料表のほうを設定しますので、そちらのほうでまた決定されていくものというふうに考えております。なので、部局での違いということは職によって当然違いますが、部局、例えば総務部と企画政策部で違うということはございません。

それとその次、総代の身分ということでございまして、こちらにつきましては公務員としての任用がなくなりますので、行政事務を委託する地域の代表者としての取り扱いということで考えております。

あと、契約の更新という御質問でございますが、言葉のとおり会計年度任用職員ということで1会計年度での任用ということで、またその次の年度も雇う場合だと再度の任用という形で、新たな任用が始まるというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（鷲野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○6番（吉川三津子君）

では議案41号について、順次質問させていただきます。

これ、大きな改正だと思うんですけども、今雇用中の職員に対しての説明及び対応はどのようになっているのか、まず1点お伺いをしたいと思います。

それから年収が上がるのはいいんですけども、社会保険の天引きとか消費税、市民税とか、

いろいろ天引き等が受けるわけなんですけれども、本当に手取りがふえるのか、その辺はどうなのかお聞かせをいただきたい、下がる人はいないかについてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

また配偶者、所得が上がることによって配偶者控除が受けられなくなったり、世帯の所得額が減るといふことも考えられるんですけれども、そんなことについては市のほうはどのようにつかんでいるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

先ほどから交通指導員のお話等がありましたが、日給だった人とかが時給となって収入が減るような職種等は出てこないのか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから女性の場合、特に年間の所得というのをとても意識して配偶者控除から外れないようにとか、税金がかからないようにとか、社会保険がかからないようにとか、そんなことを気遣って働く人が多いわけなんですけれども、この条例が施行されることによって、職員が働く時間を短くしたりとか、それともまたほかの職種に移動してしまったりとか、そんなことが起きる可能性はないのか、市としてどう考えているのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

順次お答えをさせていただきます。

雇用中の職員への説明ということでございますが、今回この議案が可決された後にこの制度の説明について進めていきたいと考えております。

その次に、年収の関係でございますが、基本的に年収が増加すれば手取りも増加します。特に、期末手当の支給対象者は年収が増加するとは考えております。ただ、勤務時間によっては扶養から外れて、社会保険の控除により手取りが変わらないような場合もあるかというふうには考えております。

4つ目の質問とも重なるかと思ひますが、年収がそういうふうにはいろいろと気遣いをされている方が見えるということも、よく承知はしておるところでございますので、当然希望者というか、今後雇用する者に対しては相談の上、調整を図ればというふうには考えております。

あと、年収が下がる人がというお話でございますが、期末手当の支給対象外となる方ですと年額が減額になる可能性もちょっとあるかなというふうには考えております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

メリットのある人、デメリットが出る人、いろいろあるなということが今の質問でわかったわけなんですけれども、まだこれ、職員の方に説明がされていないということで、大変私は心配するわけなんですけれども、特に保育士の方々の非常勤の方々というのは、勤務時間も大変多いとき、少ないとき、いろいろ出てくると思うんですね。そういったところで、整理がきちんとついていくのか、時間給も出てきて他市との保育士の奪い合い、今とても保育士が不足しておりますので、そんなことが起きないのかということをお大変心配するわけですが、その辺の見通しについてお聞きをしておきたいと思ひます。

それからもう一点、こういった市がリードして改革が進むわけなんですけれども、市としてたくさん事務事業の委託をしております。そういった中で、こういった事務事業を行っている事

業者の給与については、今後どのような方針をお持ちなのか、市に準じてきちっとしたルールを定めて委託を出していくような方向に進んでいくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

特に保育士さんの関係につきましては、勤務時間を気にされてお仕事していただいている方がかなりの数あるということは承知をしております。なので、その辺勤務時間の調査につきましては、勤務先との調整を図りつつ調整をとっていただければというふうには考えております。

また、他市との均衡ということですが、私どもも単価を設定するに当たりましては、近隣の状況や何かも加味しつつその額のほうを決定しておりますので、そこら辺は他市と遜色ない形で皆さんに御提供できるかというふうには思っております。

あと、委託先に対してですが、私どもの今回の会計年度任用職員の制度について御説明することで、適切に処置をしていただければというふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

大分皆さんが御質問されておりますので、1点だけちょっとお尋ねします。

現在の臨時・非常勤の職員が今後どうなるかちょっとお尋ねいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

現在の臨時・非常勤職員が今後どうなるかという御質問でございます。

こちらにつきましては、現在愛西市で任用している臨時・非常勤職員につきましては、総代と母子保健推進員を除き、全て会計年度任用職員のほうへ移行するというところでございます。

○14番（山岡幹雄君）

令和2年からこの条例が開始されるんですが、今回の会計年度任用職員制度を採用した場合、可決した場合、採用方法はどういうふうになるのか、そのお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

採用方法でございますが、会計年度任用職員の制度に変わりましたが採用の方法的なものは今までと同じような方法でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第42号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第2・議案第42号：愛西市表彰条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第42号：愛西市表彰条例等の一部改正について、国が改正した理由が何であったのかについてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

国の改正理由ということでございます。

こちらにつきましては、成年被後見人等の人権尊重の観点と、あと不当な差別の解消を目的として国のほうがされたというふうに考えております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

これまでと違う状況になった人の対応をどうするかということで、国で議論されて出てまいりましたが、愛西市の表彰でこれまで該当するような事例はあったのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

市の表彰のほうで、これに該当するような事例はございません。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第43号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第3・議案第43号：愛西市役所支所設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

議案第43号：愛西市役所支所設置条例の一部改正について、質問させていただきます。

提案理由によりますと、八開支所の機能移転に伴い改正されるということですが、愛西市における少子・高齢化、人口減少が進んでいるように感じておりますが、八開支所における窓口取り扱い件数の状況で、過去3年間の推移はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

また、2点目といたしまして、移転先は八開地区コミュニティセンターということですが、そこに支所が移転することによりコミュニティー活動に支障がないのかをお尋ねいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず、窓口取り扱い件数の状況で3年間の推移ということでございます。

平成28年度は8,912件でございます。平成29年度は8,881件、平成30年度は8,499件でございます。

また、コミュニティー活動に支障はないかにつきましては、1階ロビー通路を会議室につなげて利用されたケースでございますが、年間で13件ほどありました。そのうち6割が市の事業で使用しております。一般の方の利用につきましては、2つの会議室で今までどおり利用が可能であるため、コミュニティー活動に支障が生じないと認識しております。以上です。

### ○3番（佐藤信男君）

それでは再質問させていただきます。

コミュニティーセンターと支所が同じ建物の中で利用することになりますが、利用する時間帯や曜日が異なるということになりますが、施設の管理をどのようにされるのかお尋ねいたします。

### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

施設の管理でございますが、開庁時には今までどおり八開支所で管理をお願いします。また、夜間、休日は、シルバー人材センターに施設の開閉を委託して、引き続き対応することを予定しております。

### ○議長（鷲野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

### ○17番（真野和久君）

今回、支所移転における条例ですけれども、改正ですが、条例施行は9月30日で、ある意味10月1日では何でやらないのかというところですね。管理との関係で30日とした理由をまずお尋ねしたいというふうに思います。

それと、これで結局、旧八開庁舎から支所が、主機能が移転すると、八開庁舎そのものは基本的には使用しないという状況になるわけですけれども、その間は旧庁舎の管理ですね。特に、あそこには郷土資料とかも結構あるんで、そういったものを含めて庁舎の管理を閉庁してからどうするのかについてお尋ねします。

### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず移転日を9月30日とした理由につきましては、支所の利用が可能となるのが9月30日であったということでございます。

あと、今後の八開庁舎の取り扱いにつきましては、現時点では庁舎の取り扱いは決まっておられません。

あと、郷土資料室の取り扱い、保管等につきましても、郷土資料室の移転は今回行いませんので、現状維持になるかと思われます。以上です。

### ○17番（真野和久君）

まだ決まっていないのはわかるんですが、決まっていないにしてもどっちにしても、とりあえず閉庁して、そのまま取り壊すにしろ何にしろ、使わない期間がこれからずっと一定期間あるわけですね。その間の管理というのは、どのようにされるんですかということをお聞きした

いんですが。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、施設の関係ですので私のほうから答えさせていただきますが、当然利用しなくても施設は残りますので、例えばセキュリティー、セコムであるとか、そういった管理は引き続き行います。また、次年度予算に向けて、今後いかにすべきかということは早急に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第44号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第4・議案第44号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第44号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、質問をします。

令和元年11月5日から、印鑑登録証明書に旧姓が併記できることになるとのことですが、今回の一部改正に至る根拠となる国の法律をお伺いします。

また、国で改正するものと、地方自治体で改正するものをあわせてお伺いします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

国は女性の活躍推進の一環から、住民票、マイナンバーカード等への旧姓、旧氏でございますが、を併記できるようにするために、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令を平成31年4月17日に公布しました。

これに伴い、愛西市では印鑑登録においても旧氏を併記できるように、今回、条例の一部改正と印鑑登録システムを改修するための補正予算を計上させていただきました。施行日は住民票、マイナンバーカード等と同日とし、11月の5日からスタートします。以上です。

○4番（竹村仁司君）

今の最初の質問で、国で改正するものがあると思うんですが、それとあわせて結構ですけど、女性活躍推進法に基づくものということはおわかりましたけれども、条文の解釈の問題ですけども、新旧対照表の中で、印鑑の登録資格第2条において本市が備える住民基本台帳とありますが、そこに備えるという言葉がありますけれども、その意味がどう解釈すればよいのかお伺いすると、次の項目で、印鑑登録証明第11条にある男女の別を除くを追加した理由をお伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

国の改正につきましては、住民基本台帳法施行令の改正でございます。

あと、備えるにつきましては、住民基本台帳法第3条に、市町村長は常に住民基本台帳法を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとあり、市町村ごとに住民に関する事項を住民基本台帳に記録し保管をします。また、住民基本台帳法第5条に、市町村長が住民基本台帳を備え、その住民につき、第7条及び第34条の45の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとしてされています。これらの文言から、今回の条例の一部改正において市が備える住民基本台帳法という表記をさせていただきました。

もう一点、11条の男女の別を除くにつきましては、性別を記載しないこととしたのはLGBTに配慮したためです。

なお、11月5日から海部管内全ての市町村も同一歩調と聞いております。以上でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

**○3番（佐藤信男君）**

議案第44号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

提案理由によりますと、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い改正されるということですが、改正される条例で、附則として令和元年11月5日から施行することになっていますが、なぜこの日なのかの根拠をお伺いいたします。

それから2点目といたしまして、改正する内容からその影響度を判断すると、施行日までに期間が短いように感じますが、周知はどのようにするのかお伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

施行日が11月5日となっているがという、その根拠につきましては、先ほども少し申し上げましたが、国は住民票、マイナンバーカード等への旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令を31年4月11日に公布し、施行を令和元年11月5日としました。

これに伴い、愛西市では印鑑登録においても旧氏が併記できるよう条例の一部改正と印鑑登録のシステムを改修するための補正予算を、先ほども申し上げましたが計上させていただいております。申請者の利便性を考慮し、住民票、マイナンバーカードと同日の11月5日を施行日とさせていただきました。

また周知につきましては、広報紙11月号でございますが、この補正が通ればということなんです、ホームページにて掲載し周知をしていきたいと考えております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

この条例は今議会の、9月議会に愛西市は上程をされたわけですが、この条例はこの近隣市町村、どこでもこの条例を9月議会で審議しているかどうかをお尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

海部管内の全ての市町村にちょっと聞き取りをしたところ、全ての市町村、9月議会に条例改正を上程し、しかも11月5日から開始できるよう準備しております。

なお、弥富市については、以前につきましては男女だけ29年から記載しないようにしております。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、第44号の印鑑の登録及び証明に関する条例の改正について、質問いたします。

今、質問の中で背景となる部分については大分答弁をされております。例えば第11条の男女の性の別について、LGBTに配慮していくという答弁もありましたが、具体的にどういう問題があって配慮しなければならなくなったのかについて、1点お伺いをいたします。

また、住民基本台帳、またマイナンバーと同時にするということではありますが、ほかにいろいろなさまざまな証明書というのがありますが、その証明書、納税証明も含めて証明書については旧氏、または男女の別というのはどのような状況になっているのか、また、もう既になっているというものがあれば、そのなっている状況もあわせてお答えいただけますでしょうか。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

どうして旧氏を、LGBTに配慮するのかと、平成28年12月12日に総務省より印鑑登録証明書については、性同一性障害とか性的指向、性自認に関してということで、印鑑証明につきましては男女の別を記載しない旨、取り扱いをしてもよろしいという文書が参っております。その内容に基づきまして、今回改正を行いたいといったものでございます。

また、他の証明はどうなるのか、申請により旧氏を併記するものにつきましては、マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、住民票の写し、記載事項証明、転出証明などがございます。以上です。

**○18番（河合克平君）**

納税証明とか、ほかの証明書があると思いますが、役所が発行する。そういう証明書はどうかということもあわせて聞きたかったんですが、そのことについて答えていないので教えてください。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

済みません、納税証明につきましては確認をしておりますが、ほかで男女につきまして配慮しているものでよろしいですか。

〔発言する者あり〕

済みません。申しわけない。ほかには、選挙投票入場券については男女の記載はございません。あと、市民アンケートの設問において回答者の性別、男女と記載があって丸をつけるものでございましたが、選択ではなく回答者自身が性別を記載する自由記載となっております。

あと、マイナンバーカードでございますが、表面には氏名、住所、性別、生年月日、有効期

限の記載がありますが、付属のカードカバーをすることにより性別欄が隠れるようになっております。

私どもが今回答えるのはこれくらいの程度かなと思います。以上です。

○18番（河合克平君）

2回目の質問をします。

○議長（鷲野聰明君）

いや、答弁漏れだったかな、1回目の。

○18番（河合克平君）

今、質問に答えていないということで、答えてもらった感覚でしたけど。

○議長（鷲野聰明君）

どうぞ、続けてどうぞ。

○18番（河合克平君）

ほかの証明についてということで、さまざまな証明について教えていただきましたが、当然LGBTに配慮するということであれば、さまざまな市から交付するものについては考えないといけないですし、氏についてはなぜ変更したのかということも、これはLGBTに配慮して氏について変えたのか、そのことについてまず教えていただきたいのと、今言った、ちょっと早口でわからなかったのが、市民課の窓口で発行される証明書はこういうふうになりますよと、例えば全般、税務課で発行される証明書はこうなりますよ、ほかの他部署で発行されるものについてはこうなりますよみたいな回答をいただけるとよりわかりやすいと思いますので、お願いできますか。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

氏につきましては国の女性活躍推進の一環ということで、国が改正を行い、今回私どもも印鑑証明に対して改正を行うものでございます。

他の証明でございますが、もう一度申し上げます。市民課の対応でいきますとマイナンバーカード、マイナンバー通知カード、住民票の写し、記載事項証明、転出証明でございます。

税務課及び他課に関することについては、現在ちょっと資料がございませんのでちょっとお答えはできません。以上です。

○総務部長（奥田哲弘君）

市全体的な証明の関係について、総括して私のほうから御答弁させていただきます。

こういったもの、一般的に住民基本台帳法でまず選考されます。その後、いろんな諸証明におきましては、この施行後に順番に検討されるべきということで、現時点でこれと同時に対応するものはございません。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

たくさん質問が出ましたので簡単にけれども、平成28年に既に総務省のほうからいろんな通

知が来ていたということ、そして社会的にもこのLGBTのことは、いろいろ地方自治体が取  
り組んできた事例とかも上がってきていたと思うんですが、なぜこの愛西市においてこの条例  
改正が今になってしまったのか、その点について1点お伺いしたいと思います。

それから、あとこのLGBTのことがいろんな証明書の中で配慮されるということなんです  
が、これをきっかけにして各部署がこのLGBTへの配慮ということが進んでいくのか、その  
点について市の方針はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

愛西について、今まで議論をしてこなかったのかということですが、海部管内では先ほど申  
し上げましたが、平成29年4月から、弥富市が唯一印鑑証明書の性別を記載しない対応をして  
いました。この時点で管内では1市のみでしたので、議論に至らなかったと考えられます。

あとは部署のことですが、これからやはりこういった改正がなされると、他部署で  
もそういった対応がされるかと思われまます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

先ほど、弥富市が1市だけだったので議論が始まらなかったというお話なんです、これ議  
論を始めましょうということを出すのは誰なのでしょう。通知文を受け取って、これは  
問題だからやっていかなければいけないですねということで、提案するのはどこなのか教えて  
いただきたいと思います。

それから先ほどLGBTがこういった証明書のところで運用が始まれば、他の部署でもこの  
意識を持ってということが始まると思いますとおっしゃいましたが、始めるのか始めないのか、  
個人的は思いだけではなく始まるような方向に行くのかどうなのか、確認をさせていただき  
たいと思います。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

今回の改正につきましては、国の改正に基づき市のほうで判断し、今回の改正を行うもので  
ございます。

あと、他部署につきましては、大変申しわけございません、把握しておりません。ただし、  
私どもの担当の今回の市民課でございますが、全体で男女の記載があるものにつきましては、  
全てを記載しない旨のほうで取り扱いを進めております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

議長、私の質問とちょっと違っているのですが、もう一度質問していいですか。

国のほうからこういった通知文なりが来たときに、市としてとおっしゃるんですけども、  
誰かがこれは市として取り組んでいかなければいけないとか、そういう判断をしなければいけ  
ないと思うんですね。それはじゃあ市民協働部なのかということだと思いますよ。誰かが口火  
を切らなければスタートしないわけで、その点はどういう仕組みで取り組むべきことなのかど  
うなのかという判断をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

こういった全般的の中で、当然幹部会がございませす。また、その部署の中で部長会を開いて

おりまして、各担当部署での問題点、それは当然全部にまたがって検討するような方式を今とっておりますので、当然議員おっしゃられましたように、今こういった今回議案に提案させていただいている以上、今後部長会での議題として、それぞれ対応をどうすべきかというのは協議していきたいと思っております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第45号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第5・議案第45号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・島田浩議員、どうぞ。

○10番（島田 浩君）

議案第45号：愛西市手数料条例の一部改正について、お伺いいたします。

添付資料を見る限りでは、今回改める箇所を含み計8つに分類されておりました、金額こそ大きく違うものの、単位は全て1基、備考に関しましては全て略となっておりますので非常にわかりづらい資料となっております。多分容積の違いかと思いますが、もう少し詳細な説明をいただけないでしょうか。

また、この浮き屋根式特定屋外タンク等が市内に存在するのをお伺いしたいと思っております。

○消防長（横井利幸君）

まず1点目の御質問で、備考欄には略となっているがどのような違いでございしますが、表内の備考欄につきましては、危険物の貯蔵最大数量により分類されております。最上段は1,000キロリットル以上、5,000キロリットル未満、以降順に、5,000キロリットル以上、1万キロリットル未満、次に1万キロリットル以上、5万キロリットル未満、次に5万キロリットル以上、10万キロリットル未満、次に10万キロリットル以上、20万キロリットル未満、次に20万キロリットル以上、30万キロリットル未満、次に30万キロリットル以上、40万キロリットル未満、最下段が40万キロリットル以上の8つに分けられております。

2つ目の、愛西市にこのような浮き屋根式特定屋外タンクはあるかの御質問でございしますが、現在のところ愛西市内には設置はされておられません。近隣で申し上げますと、名古屋市のコンビニナート地帯に設置をされております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第45号：愛西市手数料条例の一部改正について、別表の158万円、194万円、226万円の3項目だけの変更になっておりますが、なぜ3項目だけになっているのでしょうか。

○消防長（横井利幸君）

なぜ3項目だけの変更になるのかの御質問でございます。

なお、今回のこの改正でございますが、消費税及び地方消費税の税率引き上げによる物件費を税率変更後の10%にて計算を行い、現行と比較して増額の必要があるこの3項目が変更になったものでございます。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

3項目については、10月からの増税でこの費用がかかるということと、あとのところはかからないという差は何でしょうか。

○消防長（横井利幸君）

増税後に上がらないことなんですが、税率変更後に計算を行って、それで1,000円単位とか1万円単位で位が上がらなかったものにつきましては、変更になっておりません。以上でございます。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

ここでお願いをいたします。

議案質疑の事前通告といたしますか、ないものについては質問を控えていただきますようによりしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第46号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第6・議案第46号：愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第46号：愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について質問します。

新旧対照表の中を見てもみますと、改正前には償還金の支払い猶予について重きが置かれてい

るように見えます。改正後と比べてみると、改正後には、報告等という言葉が追加されていますが、どのような内容なのかお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

報告等の追加でございますが、災害援護資金の貸し付けを受けた者が、償還が困難となり償還金の支払い猶予または償還未済額の償還を免除するか否かを判断する必要があるときに、貸し付けを受けた者もしくは保証人に報告を求め、または官公署に対し必要な資料を求めることができるという定めでございます。

○4番（竹村仁司君）

これは、条文の話で単なるずれなのかもしれませんが、少し条文の中身について、新旧対照表の改正後にある「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるもの」の内容についてお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、法第13条でございますが、こちらのほうは法律施行令で規定されていた償還金の支払い猶予を明確化したものでございます。法第14条第1項は償還免除、及び第16条は報告等、並びに法律施行令第8条は一時償還、第9条は違約金、及び第12条は償還金の支払い猶予を規定されているものでございます。

○議長（鷲野聰明君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

議案第46号：愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

今回なぜ、今、改正されることになったのか。また、今回の条例の趣旨、変更点を教えていただきたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、主な改正内容でございますが、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲拡大、償還免除の特例、制度の周知徹底等について定めるものでございます。

今回の改正でございますが、貸し付けを受けたものの生活再建が思うようにならず、期限内の償還が困難であった方が多数あり、このような状況を鑑み、法律の改正がなされたものでございます。

○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

それでは再質問として、不幸にも被災してしまった場合、今回の改正によりどのように変わってくるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

被災者が災害援護資金の貸し付けを受け、支払い期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められたときは、償還金の支払いを猶予することができます。また、災害援護資金

の免除理由といたしまして、死亡または重度障害の場合が規定されていましたが、新たに破産  
手続開始の決定、再生手続開始の決定を受けたときも免除することができるようになりました。  
以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

先ほど、これまでの議員の質問とかぶるところがあるのでなんですけれども、基本的に今回、  
今の近藤議員の質問の中で、いわゆる返済がなかなか支払い困難になる方が多いというような、  
多いために改正されたという話がありましたが、これは、最近の災害の関係だとは思いますが、  
けれども、そのあたりの状況というのは、東日本大震災の関係なのか、あるいはそれ以外のと  
ころを含めてなのか、その点のあたりの状況について御存じであればお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

今回の改正でございますが、平成7年の阪神・淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法が  
なく、他の災害と比べて義援金の配分も少なく、多くの方がこの災害援護資金に頼って生活再  
建をすることを余儀なくされていたことが背景でございます。以上です。

○17番（真野和久君）

阪神大震災のところの適用ということで、ではそれ以降については、今回の条例の改正には  
合わないということですか。それともその辺も含めてなんですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

今回の改正でございますが、今後の災害全て対象となってくるものでございます。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第47号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第7・議案第47号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正につ  
いてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第47号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について質  
問させていただきます。

この条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴うということであり  
ますが、この改正に伴い利用者の負担増とはならないのかお伺いいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず、利用者の負担増となることはございません。別表第2に示す利用者負担額は、年齢ごとの最高額を設定しておりますが、10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、3歳以上児の利用者負担額が一律のゼロ円となりますので、現在の利用者負担額を維持するため具体的な額を数値として示したものでございます。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

それでは、再質問として別表第2の利用者というものはどういうものなのか、年間の利用者数というのはどれぐらいなのかをお尋ねいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

児童福祉法第24条第1項の規定により、保育所において保育しなければならない児童に該当しない場合の利用者を指します。具体的には、保育園に入園する要件を満たしていないが、保育所の利用を希望する場合をいい、その場合の利用者負担額が別表2のものでございます。ただし、受け入れに際しては保育園の定員に余裕がある場合としております。

年間の利用者数でございますが、平成29年度は2名、平成30年度はゼロ名、令和元年度は現在のところゼロ名でございます。以上です。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第47号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問いたします。

今、説明があった、該当しない人の利用者ということについていうと、条例の第3条のただし書きのところに該当しない者ということとあわせて書いてありますので、その在園生については今のところゼロ人だということが今わかりましたので、この質問は割愛します。

例えば過去に、平成29年とあったんですが、ただし書きの児童の徴収金額については上限が設定となっておりますので、上限ということは実際その上限全てを請求をしていたのかどうかについてお伺いします。

また、この金額については親の状況等によって収入の状況いかにによって、例えば減免等についてそういった規定があるのか、市長の判断なのか、その辺のことについてお伺いします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず、第1点目の上限かの御質問でございますが、上限でございます。

次に減免でございますが、減免についてはございません。

**○18番（河合克平君）**

上限の金額がそのまま負担になる、徴収の金額になるということと、今の減免がないということでお話がありましたが、もしそういうことが生じた場合、どこかほかの保育園にまた案内をするだとか、また認定をし直すだとか、そういうようなことをして子供を守っていくというようなことはされていくのかなあとは思いますが、そういった事例はあったのかどうかお伺

いできますか。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、もともとこの条例を利用される方につきましては、保育の必要性がない方が利用される場合ですので、そもそも保育の必要性がある方、仕事等とか病気等である場合につきましては、当然保育の必要性を認定させていただきまして、それぞれの保育園を御紹介させていただくことになると思います。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第47号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、1点お尋ねします。

この条例にどのような場合に利用されるか、ちょっと御説明をお願いします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

具体的には、保育園に入園する条件を満たしていないが、保育所の利用を希望する場合でございますので、例えば2人目を出産された方が里帰りされ、1人目のお子さんの入園を希望される場合などが想定されます。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第48号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第8・議案第48号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第48号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質問させていただきます。

ここの第6条の4項についてでありますけれども、連携施設の確保が著しく困難であると認める時とありますが、どのような場合が考えられるのか。

また次に、連携施設を確保しないことができる経過措置が5年延長とされておりますが、なぜか。経緯などもお答えください。

次に、愛西市に家庭的保育事業所、いわゆる地域型保育事業の対象施設はあるのかお尋ねいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず1点目でございますが、家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児が、保護者の希望に基づき、連携施設において受け入れ保育を提供することになっておりますが、例えば受け入れ枠の確保が可能な施設がない場合などが考えられます。

2点目でございます。国全体の状況としましては、平成30年4月1日時点で要件を全て満たした事業者は50%に満たず、約半分は、連携施設を確保できていない状況となっております。このような状況から、それに対応する措置が講じられたということでございます。

3点目でございます。家庭的保育事業者の対象施設につきましては、市内にございません。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

それでは、再質問1点お願いします。

今の3つ目、家庭的保育事業所等の対象となる施設はないということでしたが、認可外保育施設はあるのか。

愛西市は対象施設がないのに、なぜ今回緩和を行うのかお答えください。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず、認可外施設でございますが、ベビーホテルが1カ所、企業主導型保育事業所が2カ所ございます。

2点目でございます。平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて行われたものであるため、愛西市の条例におきましても改正を行うものでございます。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

議案第48号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、今、近藤議員の質問で大分答弁が出ておりますけれども、この今の答弁で、全国的には連携施設が50%確保できていないということで、この現状を踏まえて5年間延長してという話ですけれども、これは、なぜ連携施設が必要であったのかということと、それから、これは規制緩和になっていくということなのかという点について確認をさせていただきます。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず1点目のなぜ確保できなかったのかということでございますが、もともと保育所が取得しているある一定の地域の場合につきまして、こういった施設を利用されることでございます。もともと想定されております連携施設自体が、保育の枠がいっぱいだとかそういった理由で確保が困難であるというふうに認識しております。

あと、規制緩和ということでございますが、5年を10年にしたとかいうことにつきましては、緩和ということではなくやむを得ずされたということでございます。

**○議長（鷺野聰明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第49号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第9・議案第49号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

議案第49号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についての質問をいたします。

この議案は、幼児教育無償化に伴い、利用者負担等に関する条例についての改正するものだと思いますけれども、幼児教育無償化の対象者と対象者の人数について教えてください。

また、幼児教育無償化に伴って、利用者の負担は完全になくなるのでしょうか、お尋ねいたします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず1点目の保育所、認定こども園、幼稚園などに通園している3歳以上の児童全てと、非課税世帯の3歳未満の児童が無償化の対象となります。令和元年7月1日現在で、対象となる幼稚園、保育所、認定こども園に通園している児童は、3歳以上の児童が1,316人、非課税世帯の3歳未満の児童が33人でございます。

2点目でございます。利用料につきましては無償化とされますが、通園送迎費、主食費、行事費などにつきましては無償化後もこれまでどおり実費負担となり、今まで利用者負担額に含まれておりました副食代も実費負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯につきましては、副食代は免除となります。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

利用者負担額は完全にはなくなるということでしたので、教育無償化に伴う保護者の手続等が必要になるかと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

また、必要であれば手続の方法も教えてください。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

手続と方法でございますが、通園している施設が保育所の場合につきましては、公立・民間ともに手続の必要はございません。認定こども園及び新制度移行幼稚園の場合につきましては、2号認定の手続は不要でございますが、1号認定子供が教育標準時間を超えて預かり保育を利用しようとする場合は、新2号認定の申請が必要となります。また、新制度未移行の幼稚園の場合につきましては、新1号認定の申請及び預かり保育を利用しようとする場合は、新2号認定または新3号認定の申請が必要となります。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

今回、議案第49号では、特定保育、今回の利用負担額に関する条例では、基本的には保育園、認定こども園等に対する規定になっています。ただ、幼保無償化に関しては、当然幼稚園に対する無償化も必要なわけで、そうした当然幼稚園に関する規定に関しては、いわゆる補助金という形でこれまでも出してきたわけですが、そうした関係、今回補正予算の中でもそうした費用も出ているわけですが、そうした規定というのはどういうふうになっているのか。その扱いについてお尋ねします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

幼稚園につきましては、今までの就園奨励費と同様に、法に基づき要綱を現在作成している段階でございます。以上でございます。

○17番（真野和久君）

要綱等を現在作成中ということですが、そうしたことに対する、例えば幼稚園の保護者や何かに対する、あるいは幼稚園に対する説明とかというのはもう終わっているのでしょうか。それともこれから具体的に何か行われますか。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

幼稚園自体につきましては、担当者がそれぞれの、市内であればそれぞれの園へ赴き、御説明させていただいております。また、保護者の方につきましては、該当される保護者の方の全の方にチラシ等で配布をもう既にしている状態でございます。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第50号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第10・議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

それでは、議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、2点お伺いいたします。

初めに、第13条第4項の食事の提供に要する費用の取り扱いの変更についてお伺いいたします。副食費等の提供に関する支払い及び免除対象者の設定に伴い、要件を改正及び加えるもの

とありますが、具体的には、どのような方が対象となるのかお尋ねいたします。

2点目は、第42条第2項にある特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る要件とは何か、お尋ねいたします。以上よろしくお願ひいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

1点目でございます。副食費の提供において、満3歳以上の世帯で市町村民税所得割合算額が1号認定は7万7,101円、2号認定においては5万7,700円以下の世帯が免除の対象となります。また、小学校3年生までの間に3人兄弟がいる場合は、3人目の副食費が対象になり、加えて3歳未満の副食費も免除の対象となります。

2点目でございます。小規模保育所において、保育が実施できない場合において継続的に保育が実施できるよう、連携できる保育園等を確保することに努めなければならないが、今回の改正により、連携先の業務に支障が出る場合など、連携施設の確保が著しく困難な場合は確保しないことができるようになりました。以上でございます。

**○2番（石崎誠子君）**

御答弁ありがとうございます。

それでは、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更について、再質問させていただきます。

副食費の免除の対象者については理解いたしました。先ほどの御答弁で、小学校3年生までの間に3人兄弟がいる場合は3人目の副食費が免除の対象となるとのことですが、では、本市では何名が該当するのかお聞かせください。

また、改めて確認ですが、副食費免除の対象にならない方はどうなるのか、そして副食費の助成を3,500円にした理由についてもお聞かせください。

以上よろしくお願ひいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず1点目の3人目でございますが、3人目の副食費が対象となると、市の方で現在把握しているのは10名でございます。

次に2点目でございます。

免除にならないのはどうなるかということですが、年収360万円以上相当世帯の3歳児から5歳児の副食代につきましては、新たに保護者負担となります。9月補正では、引き続き保護者の負担を軽減するため月額3,500円を上限とする補助をお願いしております。

最後に、市外の幼稚園、保育園の副食費について調べさせていただきました。その結果、平成30年度は4,500円から6,000円ということでございましたので、保護者の負担を半額以上賄うことができる3,500円とさせていただきます。以上でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質問をいたします。

このたくさんの方の条例の条文改正がされておりますが、主な内容は、第2条にある用語の定義が変更されたということが1つは大きな理由、変更の内容かというふうに思いますので、まずその定義の変更または追加の理由について1点お伺いします。

続いて、第13条の、先ほど石崎誠子議員からの質問もありましたが、食事の提供の費用について、ゼロ円だと、徴収できないということがこの条例で規定されるわけですが、先ほど言われた4,500円から6,000円ということで、4,500円以上になった部分も徴収ができないという、そういう条例改定かと思いますが、その給付の認定の保護者についての詳細というのか、本当にそうなるのかということについてお伺いします。

また、6,000円徴収しているところが4,500円しか出なくて、残りの1,500円は誰が徴収するんだろうかというふうにも思いますので、誰がその費用を負担するのかについてお伺いをします。

また、私立幼稚園について、この今回の条例の中に私立幼稚園で、この法令に規定される以外のところがありますが、それについてはどのような条件、13条にかかわる条件が取れないということについてどうなのかお伺いします。

また、第42条については、代替保育の適用除外がされるということで石崎誠子議員からの質問もありましたが、それについて、附則に5年から10年ということで附則については猶予期間を5年から10年に延ばしますよという、そういうことがあります。そういう適用除外がされることになる理由と、その適用除外の適用の予定、それから予定すべき施設があるのかについてお伺いします。

また、43条関係ですが、大体幾らぐらいが想定されるのかについてお伺いします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、7万7,101円と5万7,700円の以下の方でございますが、もともと国のほうが該当される方については免除となっておりますので、保護者が負担するということはございません。

次に、4,500円から6,000円となっているのに4,500円であればということでございますが、国のほうの平均値が、前回の一般質問でもお答えさせていただいた、調査された点がということでございます。その数値が4万五千何がしということと、ちょっと細かい数字になるんですけど4,500円をわずかに超えていたということと、あとそれ以外の保育士加算がございますので、園に対する影響はないということで、新たな負担は国のほうは考えておりません。

あと、消費税率の改正に伴う幼児教育・保育の無償化では、新たに新制度の移行に伴い、幼稚園や認可外施設等が追加されましたので、それに合わせて用語も変更となり、認定についても新しく追加されました。

第3条につきましては、満3歳以上の子供で1号認定の子供は、市町村民税所得割合算額が7万7,101円以下、2号認定の子供は5万7,700円以下、2号認定のひとり親世帯については7万7,101円以下の世帯が対象になります。また、小学校3年生までの子供が同一世帯に負担額算定子供を含み3人以上いる場合、満3歳以上の1号、2号認定の子供について、最年長者及び2番目の子供を除いた子供が対象となり、さらに満3歳未満保育認定子供が対象になります。

適用でございますが、該当施設が市内にないため適用の予定はございません。

また、5年から10年になった理由につきましては、国全体の状況としまして、平成30年4月1日時点で要件を全て満たした事業者は50%に満たず、約半分は連携施設を確保できていない状況となっております。このような状況から、それに対応する措置が講じられたということでございます。

最後に、想定される利用者負担額につきましては、保育所、認定こども園と同じく議案第49号の別表第1の額となります。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

もう少し13条の問題をお伺いしたいんですが、今、先ほど4,500円から6,000円の給食費を集めている市内の保育園は、また幼稚園はそういうところが多いということでありましたが、この法律で認定をされた人に対しては、無料になるということですね。例えば6,000円の保育園に通う予定の子供さんが認定をされた子供さんであれば、園としては6,000円欲しかったのに4,500円しかもらえないという状況が生じてくるのではないかという点で、その負担は誰がするのかということについて質問をしたので、その点についてはもう一度お伺いしたいです。

また、この条例の中に適用されていない、いわゆる適用外の私立幼稚園についてどうなのかということもあわせて聞いたんですが、そのことについて、幼稚園については今さまざま論議の中で、幼稚園も保育園も認定こども園も一緒に話されていますが、今回の条例改定は、いわゆる私立の幼稚園については、認定の必要のない私立の保育園もありますので、この法律外の私立の幼稚園についてはどのような状況になるのかについてお伺いをします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

先ほどの4,500円から6,000円につきましては、昨年、平成30年度に愛西市のほうで市内の保育園、幼稚園に調査させていただいた数字でございます。この10月に向けての無償化の説明の中で、それぞれの保育園、幼稚園につきまして、今後保護者負担、今まで例えば6,000円だったところを今後どうされるのか、また4,500円だったのがどうされるのかにつきましては、今後検討されると、変更を含めて検討していくということでございます。

あと2つ目の御質問の認定以外の幼稚園というのが、どういったもののことを指してみえるのか、ちょっと御質問の趣旨がわからないものですから済みません。

#### ○18番（河合克平君）

保育園と認定こども園とは、この特定保育施設及び特定地域型保育事業ということで、この条例によって規定されると思うんですけど、いわゆるそれに入らない、認定こども園にもなっていない私立の幼稚園についてどうなるかということ。先ほどの真野議員のときでも、幼稚園については別途要綱をつくりますみたいな話もありましたが、その内容についてこの条例では否定されていないので、私立幼稚園についてどうなのかということをお伺いしていますのでお願いをいたします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

申しわけありません。

もともと幼稚園、また未移行の幼稚園につきましても、同じようにこの額ですね、7万7,101円とか、その3歳以上で副食費等と同じような取り扱いとなります。以上でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

大変複雑な仕組みだなあとこのことを思うわけですが、今までこの幼保無料化、そして副食費の補助の関係で質問がされてきたわけなんですけれども、ちょっとまとめて、保護者が利用する立場から少しお伺いをしたいと思います。

ゼロ歳から3歳までは対象にならないということなんです、この子ども・子育て支援法、そして市の条例改正で何らかのメリット、ゼロ歳から3歳児においてメリットというのは生まれるのかということを確認をさせていただきたいと思います。

それから、あといろんな生活保護とかひとり親とかいろんな御家庭があるわけなんですけれども、市はさまざまな福祉の課題がある中で、この税金を副食費補助に優先的に使おうと判断された理由についてお伺いをしたいと思います。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず1点目でございます。

3歳未満児の今回の改正におけるメリットとしましては、市民税非課税世帯の第2階層における利用者負担額がゼロ円となることでございます。

あと2点目でございます。

今回、副食費補助を10月からという、優先的と御質問にございますが、今回、消費税の改正に伴って10月から幼保無償化が行われます。それに伴いまして、10月から副食費が別途となるということで、今回の議題に上げさせていただいて10月から行わせていただくものでございます。それ以外の議員が心配されておりますそれ以外のさまざまな支援につきましましては、今後、子供・児童に関するそれぞれの担当課で令和2年度、令和3年度に向けて予算化されていくものと考えております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

今回、全てというか多くの方々がメリットを受ける幼保の無償化であり、今まで無償だったひとり親とか生活保護の方たちはそれほど影響がないということで、こういった若い世代の格差がかえって広がるという側面もあるのではないかなあという判断を持っているわけなんです、この生活保護やひとり親世帯に対して、どんなメリットが生まれたのか。金額的にあれば、どれぐらいのメリットがあって、一般の若い世代の格差というのは決して広がったわけではないと言えるならば、その理由について教えていただきたいと思います。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず生活保護でございますが、その方につきましましてはその法律で生活保護法のほうで支援されていくものと考えております。

また、所得の少ない方でございますが、具体的に先ほど3歳未満のメリットとさせていただきます

いております標準時間であれば、もともと1,900円かかっていたものがゼロ円となる、保育短時間であれば1,800円かかっていたものがゼロ円となるというメリットがあるかと思っております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

今回、皆さんの質問と同等ですので省略させていただきます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第51号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第11・議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について質問させていただきます。

1件につき7,000円ということですが、その根拠をまず教えてください。

それから、近隣の自治体の単価状況もお尋ねいたします。

それから、愛西市の指定業者は何社あるのかも教えてください。

それから、この給水装置工事の件数は、年間どれぐらいあるのかもお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○上下水道部長（鷺野継久君）

それではお答えさせていただきます。

まず、7,000円の根拠はということでございます。

受け付け業務、整理・報告、記録・作成・通知、事務説明・交付等の人件費の事務手数料を愛知県の労務単価で計算すると、おおよそ7,000円ぐらいになりますので、7,000円とさせていただきました。

続きまして、近隣自治体の状況でございますが、海部南部水道企業団は7,000円でございます。7月議会だと聞いておりますが可決されておると聞いております。近隣においても、いずれも7,000円で上程しております。

続きまして、愛西市水道事業の指定工事店としましては、7月末時点で102社でございます。

年間の給水装置工事の件数でございますが、平成30年度は201件でございます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、102社あるということでしたけれども、今後の更新についてはどのように行われていくのかお尋ねします。

○上下水道部長（鷲野継久君）

今後の更新はどのように行われていくかということによろしいでしょうか。

○1番（馬淵紀明君）

はい。

○上下水道部長（鷲野継久君）

指定給水装置工事事業者の更新につきましては、指定を受けた年月日に応じて指定の有効期間を5年以内とする経過措置が設けられております。愛西市の水道事業の場合、次のようになります。

平成10年4月1日から平成11年3月31日までに登録したところにつきましては10社ございまして、有効期間が1年、令和2年9月29日までに更新を行っていただくこととなります。

また、平成11年4月1日から平成15年3月31日までのところは2年、最初の更新期限が令和3年9月29日までに行っていただく件数が13社ございます。

続きまして、平成15年4月1日から平成19年3月31日、これが有効期間が3年ございまして、更新期限が令和4年9月29日までで16社ございます。

続きまして、平成19年4月1日から平成25年3月31日の登録業者で、有効期間がここは4年となります。更新期限が令和5年9月29日で41社となります。

最後に平成25年4月1日から令和元年9月30日までのところが5年、有効期間が5年、令和6年9月29日までに更新期限が参ります。ここについては22社ございまして、計102社でございます。よろしくお願ひします。

○議長（鷲野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について、今、馬淵議員の質問でかなり答弁されておりますけれども、なぜ更新制度を設けたかということで、メリット、デメリットは何かについてお尋ねをいたします。

○上下水道部長（鷲野継久君）

まず、なぜ更新制度を設けたかということでございますが、この制度では名称や所在地変更などの届け出について規定されておりますが、変更の届け出がない場合、事業者の実態把握ができず、所在不明の者が存在するなどといった課題がございました。こうした課題に対応するため、事業者の指定の有効期限が新たに定められ、5年ごとの更新制度を設けられたということが理由でございます。

続きまして、更新制度のメリットということですが、工事を適正に行うための資質の向上保持や、工事事業者の実態が把握できるなどが上げられます。また、デメリットということで、工事事業者の更新手続の負担増が考えられます。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第52号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第12・議案第52号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第52号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてということで、今回の変更で、16条第2項中4人を7人に改めるということですが、基本的に学校数が変わっているとかふえているようなことはないと思うんですけども、なぜ、幹事会これ4人を7人にするのか、この理由についてお尋ねをしたいと思います。

それから、今回、飛島村が義務教育学校になるということですが、愛西市には直接関係はないわけですが、これまで飛島村、たしか併設型をとっていたと思うんですけども、今回義務教育型に変える理由とかについて、何か御存じのことがあれば教えてください。

○教育部長（大鹿剛史君）

協議会を構成します教育委員会が、市町村合併により13から7に減少いたしました。円滑な合意形成のため、現在7人の教育長により幹事会を開催しております。その実情に合わせて規定を整理するものでございます。

義務教育学校の関係でございます。

併設型の小・中学校は、同一の設置者による小学校及び中学校での小中一貫教育実施形態の一つでございます。これに対し義務教育学校は、施設一体型の形態をとり、初等教育6年間と中等教育3年間の課程を一体化させ、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う、2016年より新設された小中一貫教育の一種でございます。小中一体化した学校行事、早期カリキュラムや小学校段階からの教科担任制など、設置者による柔軟な運用が可能なものとなります。

飛島村におかれましては、そういったメリットを生かすということで義務教育学校に採用されたのではないかと思います。以上です。

○17番（真野和久君）

人数に関しては、要は13市町村あったのが合併で7市町村になったので、それが合併後につ

いての規定がこれまで変わっていなかったということですね。わかりました。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時45分といたします。

午前11時32分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（鷺野聡明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第53号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては、補正予算書のページ数、または款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

次に、日程第13・議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算について質問させていただきます。

最初に、2款1項13目15節の工事請負費3,330万8,000円、勝幡コミュニティの雨漏りでの屋根等の改修工事ですけれども、どのような工事内容なのかを教えてください。

それから、雨漏りの場所と何カ所あったのかもお尋ねいたします。

それから、この勝幡コミュニティセンターは築何年経過しているのかも教えてください。

続きまして、2款3項1目13節委託料で1,150万5,000円、印鑑登録システム改修事業、先ほど議案第44号のところ竹村議員からも御質問がありましたけれども、この事業のどのような目的で行われるのか、もう一度済みません、お尋ねいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず第1点、工事の内容につきまして御説明させていただきます。

屋根のふきかえ、軒裏天井の張りかえ、外壁塗装を行います。屋根は既存のカラーベストから金属屋根のガルバリウム鋼板にし、耐久性を持たせる計画でございます。

続いて、雨漏りの場所及び何カ所あったかのことですが、防災倉庫内と階段の踊り場の2カ所で雨漏りが生じているのを確認しました。軒裏を確認したところ、雨が漏った場所以外でも屋根から雨が漏った形跡が各所に見られました。

続いて、勝幡コミの建築年数及び経過年数でございますが、竣工は昭和62年1月です。竣工から32年を経過しております。

続いて、印鑑証明システムがどのような目的で行われるのかにつきましては、先ほども少し申し上げましたが、国は、女性活躍の推進の一環から住民基本台帳法施行令の一部を改正しました。愛西市では、条例の一部を改正し、あわせて印鑑登録システムの改修するための今回の目的でございます。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

済みません。先ほど印鑑の委託料を間違えました。115万5,000円というところでございます。済みません、訂正をお願いします。

それから、再質問をさせていただきますけれども、今の勝幡コミュニティセンター、建物を含む環境整備の点検などはどのように行っているのかお聞きします。

それから、2つ目の印鑑登録システムの、今後どのような手続が必要なのかも教えてください。お願いします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

建物の環境に関しての点検につきましては、空調設備と消防設備につきましては年2回点検を行っています。建物についての専門家による点検は実施しておりません。

2点目の請求の手続でございます。旧氏記載を希望される方が住所地の市町村に旧氏が記載された戸籍の謄抄本を持参していただき、請求手続をしていただきます。手続後、住民票の写し、マイナンバーカードに旧氏が併記されるようになります。また、印鑑登録証明においても、対応できる市町村は旧氏が併記されるようになります。なお、印鑑登録においては、旧氏の印鑑が登録できるようになりますが、印鑑登録できる印鑑は1人1つでございます。以上です。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○5番（高松幸雄君）**

議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）の13ページの3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費と関連して、10款教育費、6項幼稚園費、1目教育振興費関連について質問させていただきます。

この補正は、幼稚園、保育所、認定こども園に通園する3歳から5歳までの全ての児童の保育料の無償化に加え、保護者の負担の給食費のうちの副食代、おかず代等についても愛西市では独自の幼稚園、保育所副食代の補助事業で年収360万円以上の相当の全世帯にも月額3,500円としたものであります。先ほど議案第50号でも吉川議員からも質問がありましたけれども、それについて、近隣自治体でも補助していないということで聞いておりますけれども、幼稚園、保育所に通園する3歳から5歳児童の副食代を補助することを決めた理由をお尋ねいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

これまで、子育てしやすいまちの実現に向け、愛西市の保育料は他の自治体と比較して低廉な額に設定されておりました。

今回の幼児教育・保育の無償化により全国一律の負担となりましたが、引き続き子育て世帯の負担を軽減するため、無償化の対象外である副食費の一部を市独自に助成するものでございます。

**○5番（高松幸雄君）**

わかりました。

再質問を考えていたんですけれども、先ほどの議案第50号の石崎議員の質問と重複していますので割愛させていただきます。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

**○2番（石崎誠子君）**

それでは、議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、補正予算書の12、13ページから4点お伺いいたします。

1点目は、3款2項1目19節未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について、市で把握されている対象者は何名なのか。また、1人当たりの給付額についてもお聞かせください。

2点目は、3款2項1目20節遺児手当及び児童扶養手当が、今回補正予算計上された理由についてお聞かせください。

3点目は、3款2項2目19節認可外保育施設等利用料の積算根拠について、また、保育所等副食代の対象者の人数についてもお聞かせください。

4点目は、10款6項1目19節幼稚園授業料等負担金及び幼稚園預かり保育料負担金と保育所等副食代の、その内訳と実際の人数についてお聞かせください。

以上よろしくお願いたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず1点目でございます。市で把握している人数につきましては30名でございます。また1人当たりの給付額は1万7,500円ということでございます。

次に2点目でございます。児童扶養手当法の改正に伴い、支払い回数が令和元年11月支給から現行年3回から年6回に改正され、今年度の12・1・2月分の3カ月分を今年度中に支払う必要が生じたためでございます。

3点目でございます。認可外保育施設利用料の積算根拠としましては、10名分掛ける3万7,000円掛ける6カ月分でございます。また、保育所等副食代につきましては、私立保育所・認定こども園分として690名分でございます。

最後に、実際の対象者でございますが、令和元年7月1日現在で、幼稚園授業料及び幼稚園預かり保育料の対象者は352名でございます。また、保育所等副食代につきましては、私立幼稚園分として年収360万円未満相当世帯で70名分、年収360万円以上相当世帯分で330名分でございます。以上でございます。

**○2番（石崎誠子君）**

御答弁ありがとうございます。

それでは、2点再質問させていただきます。

1点目は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金については、申請していただいて交付となるかと思えますけれども、その対象者へはどのように周知されるのかお聞かせください。

2点目は、認可外保育施設等を利用する場合、保育の必要性の認定が確認された3歳から5歳までの子供と住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの子供に関しては、保育無償化の対象とするよう定められておりますが、では、認可外保育施設において、保育の必要性の認定をどのように確認されるのかお聞かせください。

また、認可外保育施設利用料については、10名で算出されたとのことですが、その根拠についてもお聞かせください。以上よろしく願いいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず1点目の周知方法でございますが、児童扶養手当の現況届の案内に合わせて、該当者にチラシを同封して周知しております。また、広報でも周知しております。

次に、認可外保育の必要性でございますが、認可外保育施設を利用する方で保育の必要性がある場合につきましては、市への認定の申請が必要となります。その際に、就労証明書などの添付書類を御提出いただき、保育の必要性を確認させていただきます。

10名の根拠でございますが、市内に認可外施設としましては、企業主導型保育事業所が2施設、またベビーホテルが1施設ございます。現在の利用者のうち、令和元年8月1日現在で保育の必要性が把握できている方は、企業主導型の地域枠で3名、ベビーホテルで1名ということで、今回10名分を計上させていただいております。以上でございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、10番・島田浩議員、どうぞ。

**○10番（島田 浩君）**

令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）から、13ページ、補助金で幼稚園、保育園等副食代補助事業から1点だけ質問させていただきます。

幼稚園、保育所、認定こども園に通園する3歳から5歳の児童に係る保護者負担の給食費の副食代ですが、月々3,500円の補助についてでございますが、3歳から5歳までということでございますが、児童の誕生月もまちまちでございます。誕生月より補助が適用されるのかお伺いしたいと思います。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

令和元年10月1日より、幼児教育・保育無償化の対象となり、副食費が実費徴収となる年齢につきましては、保育所及び認定こども園の保育認定子供は4月1日に年齢が3歳以上になっている児童となりますので、具体的には、今年度なら平成28年4月1日までに生まれた児童となりますので、年度となります。

しかし、幼稚園及び認定こども園の教育認定子供は、年度途中であっても3歳の誕生日から

無償化の対象となります。具体的に令和元年10月1日につきましては、平成28年10月2日までに生まれている児童が対象となります。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、令和元年度の一般会計補正予算について質問いたします。

まず13ページの3款2項1目の19節と20節についてですが、特に19節については、30人の対象者があり1万7,500円、月当たりその給付があるということがわかりましたのでいいです。

また、20節については遺児手当について、また、児童扶養手当については、本来来年度に支給される4回目の部分の費用が今年度に移行されたということで、来年度のほうが少なくなるというか給付時期が変わったということで増額されたということについてはわかりました。

続いて、3款の2項2目の児童措置費ですが、認可外保育施設の利用については、10名掛ける3万7,000円掛ける6カ月ということで予算が出たとわかりましたが、認可外保育施設の名前をお伺いいたします。

また、現在の対象施設について、対象児童についても3名と1名ということでわかりましたので、それは割愛します。

あと続いて、この3款2項2目の認可外保育施設利用者についてですが、これについては副食費等も同じような条件になるかと思いますがその確認です。

あと、認可外保育施設を利用するのと認可保育施設を利用するのは、併用して利用できるかどうかお伺いします。

あと、3款の2項3目の保育園費で賄い費が69万円ということになっておりますが、6カ月分で割ると10万円ほどですけれども、それぐらいしか賄い費がふえないと、費用がふえないということでの積算なのか。この積算についてなぜそのような金額になったのか教えてください。

続いて、10款5項2目の13節の委託費についてですが、佐屋プール解体工事設計委託料ということで49万5,000円が出ておりますが、これ実は30年度のときに、226万8,000円で既に設計をしているはずですが、それでさらにふやさなければならなかったことについて、その理由、詳細を承ります。

続いて、10款6項1目の教育振興費についてですが、人数についてはもう一度申しわけないんですが人数についてお伺いします。それぞれ授業料等について幾ら、幼稚園預かり保育料については何人、また保育所等副食費については何人という、人数についてお伺いします。

また、この費用については約9,000万円ということで、新たに予算措置されるわけですが、先ほども条例の変更でも聞きましたけれども、移行しない私立保育園についても準用するということは、特に条例の中には書かれていませんけれども、そのことについて根拠となる条例についてはどうなのかということをお伺いします。

また、この国からの負担について6,786万円ということで、負担分が国からは6,786万円補助がされるよということがありますが、この負担金の9,700万円についての特に負担金ですね、

補助金ではなく負担金のものについての内訳、また負担割合、市の負担金については幾らなのかお伺いします。

続いて、今回この負担金及び補助金、交付金についての中で、特に減額補正はされておられません。入園料補助を昨年から行っています。入園料1人につき10万円の補助を行うということは行っておりますが、この入園料の補助については、引き続き今年度も行い来年度も行うのかについてお伺いします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、市内の認可外保育施設としましては、企業主導型保育事業所として、ムーミンの家、にじっこ園、ベビーホテルとしてアイちゃんキッズランド愛西ルームがございます。

次に併用でございますが、併用は対象にはなりません。

賄い材料費の内訳としましては、公立保育園分の230名分掛ける500円掛ける6カ月分で69万円ということでございます。

あと、10款でございますが、幼稚園授業料の内訳としましては、400名分掛ける2万5,700円掛ける6カ月分で6,168万円、幼稚園預かり保育料の内訳としましては、400名分掛ける1万1,300円掛ける6カ月分で2,712円となっております。

次に、副食代としましては、私立幼稚園分として年収360万円未満相当世帯分で70名分掛ける4,500円掛ける6カ月分で189万円、年収360万円以上相当世帯分で330名分掛ける3,500円掛ける6カ月分で693万円となっております。なお、負担金の準拠法令につきましては、子ども・子育て支援法に基づき要綱を作成中でございます。

あと、入園料補助につきましては、入園料が内容により無償化の対象となりますので、令和元年9月までとなります。

先ほど申しわけありません。400名掛ける1万1,300円掛ける6カ月分で2,712円とお答えさせていただきましたが、2,712万円ということでございます。

あと、副食費の免除や補助につきましては、認可外保育施設は対象外となっております。

あと、私立幼稚園の負担割合でございますが、国庫が2分の1でございます。あと県費が4分の1ということになっております。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

プール解体設計でございます。

30年度の設計と比較して、既存の東側駐車場よりプール解体後の敷地の高さを高くいたします。そのためにスロープや転落防止柵を設置する内容となっております。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

わかりました。

10款6項1目の教育振興費についてですが、負担金として幼稚園の授業料等というのと幼稚園預かり保育料というのは同じ人数ですけれども、幼稚園の預かり保育は全て幼稚園に入っている人が全て利用するという算定ですけれども、そういうことでいいのかどうかですね、お伺いをします。

あと、入園料の補助については、令和元年の1月までということでお話がありましたが、それ以降はこの補償をやめるということですのでけれども、そのことについてはどのような形で周知をしていくのかお伺いをします。

また、国、県、市の補助ベースでいうと、2分の1、4分の1、4分の1の補助ベースですが、この幼稚園費についてはちょっと残念ながら今までの市の負担、決算でいうと市の負担で3,000万円ほどだったんですけど、市の負担よりも上がるんじゃないかなあというふうに計算をしようと思うんですが、年間にすると、市の負担は上がるのか下がるのかお伺いをします。

また、続いて、賄い材料費については1カ月500円ということでしたけれども、1日当たりになると本当に何十円になってしまいますけれども、そういう金額でいいのかどうか、もう一度、再度500円で積算はどうなのかお伺いをします。

また、10款5項2目のプールの設計のことですけれども、東側の駐車場にスロープをつくって云々ということをおっしゃいますが、これが設計が完了するといよいよ解体をするということで、来年度解体ということになっていくかと思いますが、この昨年の設計の段階でどういった課題がわかって今回こういう東側の駐車場をつくらなきゃならなかったのかという内容について、もう少し具体的に教えていただけますか。お願いします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず1点目の負担金でございます。現在400名でそれぞれ計上させていただいておりますが、預かり保育料につきましては、保護者の対象者に預かり保育が必要かどうかを今後確認をさせていただきます。あと、先ほど議員でございますが、入園料補助でございますが、令和元年1月とおっしゃられましたけれども、令和元年9月までということですのでよろしく願いいたします。

あと、それぞれの国・県・市の負担割合でございますが、今後4分の2、4分の1、4分の1とそれぞれでございますが、今まで入園奨励費につきましては、国が3分の1、市が3分の2でございましたので、負担は減るものと考えております。

あと、賄い材料費の500円でございますが、主食費として集めさせていただくものでございますので、従来の集めていた主食費の平均ということで500円を今回計上させていただいております。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

解体工事に伴います振動等周辺地域への影響、それと改めて防災面での利活用を検討しました結果、今回の設計内容の変更となっております。以上です。

#### ○議長（鷺野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○6番（吉川三津子君）

では、議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算について、1点質問させていただきます。

9ページの繰入金、基金繰入金、ふるさとづくり事業推進基金繰入金、そしてページ11の総務費のふるさと事業推進助成金、これペアですのでお聞きをしたいと思います。

議案の説明の中では、3地区の町内会等の集会所、公民館の修繕費ということで200万円が上げられております。いろいろ要綱やら条例やらいろいろあるわけですが、ここでいう町内会等の定義、これは一体何なのかお伺いをしたいと思います。

それから、この集会所、公民館の定義についてもお聞きをしたいと思います、これはその地域の共有名義、共有財産でなければならないのか、そのあたりの定義についてもお聞きしたいと思います。町内会が賃貸で借りた集会所については、こうした助成金は該当しないのか、それについてもお聞かせください。

それから、今こうした施設を持っている町内会の数と、持っていない町内会の数はどうなのか、これも教えてください。

そして、今後基金は積み続けるのか、こういった地域への支援を引き続きしていくのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

まず第1点、町内会等の定義でございますが、町内会とは、町内会・自治会は、町や字などの一定の区域内に住んでいる住民を対象として形成された団体です。ふるさとづくり事業推進助成金では、そういった町内会や自治会を……。

**○6番（吉川三津子君）**

ちょっと聞き取りにくいので、もう少しはっきりとお願いできませんでしょうか。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

町内会とは、町内会、自治会は、町や字など一定の区域に住んでいる住民を対象として形成された団体で、ふるさとづくり事業推進助成金では、そういった町内会や自治会を補助の対象としています。

2点目でございます。集会所、公民館といったものでございますが、先ほど説明させていただきました町内会、ふるさとづくりの事業推進助成金を対象とする町内会等が持っているものを集会所、公民館とっております。

あと、地域の共有名義のものというものであるのかと、地域のものであればと考えております。

あと、賃貸借等のものについては、対象となるかにつきましては、助成の対象とはなりません。

こうした施設を持っている町内会の数、持っていない町内会の数としまして私ども把握しているのは、市内で113の町内会等が集会所を所有していることを把握しています。ただし、持っていない町内会等については、把握はしておりません。

最後に、今後、基金は積み続けるのかということで、現在、基金の取り崩し及び基金利子を財源として制度を運用しています。今現在、基金を積み立てる予定はございません。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

今、先ほど大変私にはわかりづらくて、町内会等の定義なんですけれども、一定の区域とかというお話があって、とても抽象的な表現でした。この一定の区域とは、一体何なんでしょう。

例えば私が今住んでいるのは早尾町です。もともとは市長が住んでいる枝郷とか早尾の上とか下とか中とか南川並とか、そういったところが一緒になって早尾町とっております。では、この中で町内会というのは早尾町を指すのか、それともももとの、総代さんが一人一人いたんですけれどもそういった区域を指すのか、それがとても不透明なんですね。今の説明で一定の区域というのはどんな区域なのか、そうしなければこれを支出する根拠がないわけですよ。していいのかいけないのかの判断が。そこの一定の区域って何なのか説明をいただきたいと思います。

それからあと、先ほど、集会所、公民館について、町内会が持っているものでということの説明されました。持っているとは一体何なのか。登記がされているのか、共有名義でその地域で何かの組織をつくって共有名義になっているのか、その辺一体何なのか私には全く理解ができないわけです。ですから、地域のものって一体何なの、持っているものって何なの、その辺の定義についてお聞かせをいただきたいと思います。

先ほど、こうした地域を持っている町内会と持っていない町内会についてお聞きをしました。持っているのは113とおっしゃいました。持っていないところは把握していないということをおっしゃいました。全体の町内会の数を把握していれば、引き算をすれば持っていない町内会は出てくるはずですよ。ということは、町内会の定義がされていないということにならないのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、ちょっといいですか。メモをしてくださいね。それから、税の配分というのは、公平であるべきですけども、こういったところの把握がされずに分配がされていることについて、今まで問題になってこなかったのか、そして今、介護保険、総合事業のほうではいろいろこういった集会所を使ったサロンとか、空き家を使ったこういったサロンづくりもこれから進めていかなければならないということだと思いますけれども、こういったこととこの基金の使い方についての協議ですね、こういった地域でのコミュニティーを進めていくに当たって、この基金を使うか否かの議論はされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

あと、事前に私も聞き取りをさせていただいて、大体この申請が出てくるのは毎年同じようなところだということをお聞きしております。この基金の助成を受けられる条件として、利用率とかそういった状況も含めて助成金対象をするとか、あと介護保険のそういったサロンに頻繁に使われているから助成するんだとか、そういうような指針とか何かをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

一定の区域とは、基本的には字が一つの単位になるかなあとと思いますが、字を飛び越えてつき合いをされてみえる方も見えます。そういったところで一定の区域ということで私どもは考えております。

あと2点目でございます。集会所、持っている集会所とか公民館というのはどういうものだと、所有していると私どもは考えております。

あとは、113施設の町内会が集会所を持っていると、全体から引けば持っていない数字はわ

かるんではなかろうかというような問い合わせでございますが、持っているところ、全体の町内会、町としての全体数はわかるんですが、多数その町内会で持っている、1つではなくて2つ、3つ集会所を持っているところがございますので、引いたとしてもそれが数字としてはなりません。

あと、公平では、そういったところに事業としてやるのは公平性が保てるのかという、サロン等を行っているところについてはどうなのか、この事業の内容につきましては修繕、備品購入、または祭り等、もう一つイベント等にも補助が行われております。そういったところで利用していただければと思っています。

あと、今回利用率という指針等というようなお話でございますが、要綱等を定めて運用しているのが現状でございます。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○14番（山岡幹雄君）**

議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算につきまして、10、11ページの歳出、2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティ費、15節工事請負費のコミュニティセンター改修工事に今回至った経緯ということで、漏水か雨漏りがあったということですが、その至った経緯についての御説明をお願いします。

同じく、2款総務費、1項総務管理費の、先ほど吉川議員も言われた14目ふるさとづくり事業推進費の19節負担金、補助及び交付金につきまして、今回の助成を受ける3施設の場所と、その経緯に至った説明をよろしくお願いします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

まず、コミュニティセンターの改修工事に至った経緯でございます。

昨年秋なんですが、防災倉庫と階段の踊り場の2カ所で雨漏りが発生しているのを確認させていただきました。軒裏を確認したところ、雨が漏った場所以外でも屋根から雨が漏った跡が各所で見られ改修が必要になりました。

続いて、ふるさと事業の3地区でございます。柚木町、内容につきましては公民館の雨漏りの修繕でございます。日置町、公民館の空調設備の取りかえでございます。大野山町、公民館の軒下の壁の修繕を、3事業当てる計画をしております。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

コミュニティの昨年秋に雨漏りがわかったということですが、なぜ今回に至ったのか、早急にやるべきだと思うんですが、なぜ今回に至った経緯と、あと3施設、次のふるさとづくりの大野山町というのはどこの、旧佐織地区の大野山町でよろしいですか。ちょっとお尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

先に、大野山町、こちらのほう大野山町の余代という地域でございます。

もう一点、なぜ今回の補正ということで、ふるさとづくりの事業推進助成金については、前

年度に助成要望の調査を実施し、その結果をもとに予算編成を行っています。今回の補正は、予算編成時には把握できなかった緊急を要する建物の修繕に対し助成を行いましたので、不足が見込まれる金額について補正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてですが、既に質問が出ておりますが、11ページ2款1項13目の勝幡コミュニティの改修工事ですけれども、耐用年数として工事の耐用年数どのくらいの想定をされているのかについてお尋ねいたします。

それから、13ページ10款4項2目13節の、15節の佐織公民館修繕工事で、防火戸改修工事が提案されておりますが、なぜ工事が必要になったのか、どのような工事を行うのかについてお尋ねいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

工事の耐用年数、今回の改修の内容の耐用年数といいますと、ガルバリウム板につきましては20年から30年の耐用年数があると思っております。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

建築基準法の改正により、定期調査・検査を行うことが義務化されました。その結果を受け、今回、作動不良の防火戸及び防火シャッター等について工事を行うものでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

工事はいつから行われるのか、2つの工事について。それから、工事による利用者への支障は出てくるのか出てこないのか。それから、先ほどの公民館の防火戸であります、そのふぐあいがあったということですが、どのようなふぐあいがあるのかについてお尋ねをいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

コミュニティーにつきましては、11月ごろからできればと考えております。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

ふぐあいの内容でございます。防火戸に関しては、センサーに反応しないということが検査によってわかりました。それからあとシャッターに関しては、それぞれ全て取りかえるもの、それから一部改修をして閉まりをきちんとできるようにするというそういった内容でございます。以上です。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

利用者の不便については、不便があるかないかの問い合わせでございます。済みません、答弁漏れまして。利用者には不便がないよう心がけますし、基本的には外壁、外の工事というのが主体となります。利用者への不便はないと思われまます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

公民館のほうの利用者の質問の答弁がないのでお願いいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

こちらについては、改装がそれぞれ1階、2階、3階その場所によってございますので、その都度、作業工程の中でその部分のみという形をやっていきます。極力利用者に不便がないように配慮しながら工事を進めたいと考えております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第54号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第14・議案第54号：令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第55号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第15・議案第55号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

議案第55号、介護保険特別会計補正予算に関してですけれども、歳出の80ページで今回償還金として国庫支出金等過年度分の返還金等ということで7,556万9,000円が計上されています。説明などで、地域支援事業分の返還金ということになっていますけれども、この具体的な要因、なぜ返還しなきゃならないのかという具体的な要因、例えば地域支援事業が少なかったとかそういうことを含めて、その辺の要因についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

返還金につきましては、介護給付費と地域支援費の返還がございまして、介護給付費につきましては国庫の精算、地域支援事業費につきましては国庫、県費と社会保険、診療報酬支払基金の精算でございます。

要因ということですが、大きなものにつきましては、介護給付費の返還が大きなものなのでございまして、地域支援事業費につきましても、当初の申請より実績が少なくなったとい

う状況で返還が生じたということでございます。以上でございます。

○17番（真野和久君）

それぞれ大体、介護給付費については幾らぐらいで、それから地域費についてはどれぐらいだったかというのはわかりますか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、それぞれ答えさせていただきます。

まず介護給付費でございます。こちらのほう国庫でございますが5,201万4,279円。地域事業費でございます。国庫で1,065万6,326円。県費につきまして596万7,443円。社会保険診療報酬支払基金で692万9,963円でございます。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時30分といたします。

午後0時34分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鷺野聡明君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

会議の再開に当たり、改めて議員の皆様をお願いをさせていただきます。午前中の議案質疑においても、事前通告にもかかわらず1回目の質問において通告内容と一部変えて質問されている議員が見受けられました。議案質疑は事前通告です。正確な答弁を求めるためにも、通告内容を変えることのないようによりしくお願い申し上げます。

次に、これより平成30年度決算の認定について質疑に入りますが、決算の質疑においては、決算書または実績報告書のページ数、あるいは款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

また、質疑が多数の場合であっても、一括で質疑を行うようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第1号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第16・認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について1点だけ質問させていただきます。

概要書の34ページ、2款総務費、1項総務管理費、10目企画費の市民活動支援公募事業で、地域の担い手確保や地域資源の活用により市民主体の地域づくりを進めるため、市民活動団体の自発的活動推進及び活性化を図るとともにその自立を促進する目的で、市民団体が実施する事業に補助金10万円を上限としての交付をされましたが、最終予算額150万円に対して執行率26.6%、4団体の39万9,000円だった理由について教えてください。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

この事業につきましては、平成30年度からスタートいたしました新規の事業でございますが、市広報紙やホームページに掲載のほうをさせていただいたんですが、事業とか制度自体の周知が十分に行き届いていないこともあろうかということで考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

それでは、今回交付された4つの団体の名称と活動内容について教えてください。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

団体の活動内容ということでお答えさせていただきたいと思います。

4つの団体でございますが、1つは地域イベント開催による多世代間交流を図る団体、2つ目で地域独自のハザードマップを作成・活用する団体、3つ目で青少年の育成と地域活性化を目的とした清掃作業活動を行う団体、4つ目で高齢者支援助け合い活動活性化を目指す団体でございます。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

**○8番（近藤 武君）**

それでは認定第1号について幾つか質問させていただきます。

全て報告書のほうでしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

報告書76ページ、母子保健事業についてですが、30年度という中でどのような訓練を受けられたのか、また自立支援教育訓練給付金等を利用した方のその後はどうなっているのか、経済的自立ができなかった方へのアフターフォローはどのように行ったのか、まず1点目お願いします。

2点目、報告書91ページ、健康なまちづくり事業についてでありますけれども、ここの運動習慣をつけるための支援事業の成果というものがどのように出てきているのか、またヘルシーメニュー提供事業というのは初めて行われたと思っておりますが、その状況はどうだったのかお聞かせください。

3点目、報告書114ページ、瀏高地区暫定用途地域整備検討事業についてであります。ここで地域代表との意見交換や暫定用途地域の解除に向けての課題の内容をお聞かせください。

また、地区に不足している都市基盤設置の設置案とはどういうものだったのかもお答えください。

4点目、報告書116ページ、南河田交差点モニタリング事業についてであります。30年度、車両、歩行者の通行状況の結果と、調査を行われているとのことですが、調査の時間

帯・曜日などはどのように行われたのか。

また、普通の交差点と比べてのここの交差点の危険度はどのように把握されたのかお尋ねいたします。

同じ116ページ、5点目です。工業用地排水路つけかえ工事事業損失補償についてでありますけれども、周辺家屋に損傷が生じたとありますが、どのような損傷だったのか、市としての基準というものは持っているのかお尋ねいたします。

6点目、報告書124ページ、特別支援教室支援員配置事業でありますけれども、この事業は30年度から市独自の支援員の配置を行っていると思っておりますが、その状況をお聞かせください。

また、それに伴う変化、問題点、課題などがあつたのかもお聞かせください。

最後、7点目ですね。報告書133ページ、文化芸術推進事業のところでありますけれども、この年度から始まりましたあいさい音楽祭の状況、成果をどのように捉えたのか、また問題点、今後の課題など、今の時点でわかる範囲でよろしくお願ひいたします。

以上7点、よろしくお願ひします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、母子支援事業の平成30年度につきましては、看護師、准看護師、歯科衛生士の資格取得を目指す方へ給付金の給付を行いました。

その後でございますが、給付金を活用して資格を取得され、資格を生かした仕事についておみえになります。

自立できなかった場合のアフターフォローでございますが、給付金を給付した後の状況について母子・父子自立支援員が確認をしております。改めて支援が必要な場合には、再度就労支援などを行っております。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私から健康なまちづくり事業についてお答えさせていただきます。

平成29年度からの継続者202人に、新たに200人に参加していただき、計404人に対して活動量計を使用したウォーキングの普及を図りました。

また、市内在勤者も対象とし、職場単位で働く世代の参加者拡大を図ったことにより、20歳代から40歳代の参加率が平成29年度と比較し16%増加いたしました。事業参加者の平均歩数は、事業開始時と比べ、終了時には約800歩増加いたしました。

次に、ヘルシーメニューでございますが、あいさい野菜メニュー提供店6店を認定し、ステッカーやのぼり旗、「あいさい！やさい！まんさい！」を配布いたしました。

また、ヘルシーメニュー提供事業内容、あいさい野菜メニュー提供店の募集、あいさい野菜メニュー提供店及び提供店における献立の紹介を広報紙やホームページ、地域情報誌などで周知いたしました。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

瀏高地区の暫定用途地域の解除に向けてです。

整備水準を満たしておらず、必要な都市基盤施設である公園及び雨水調整池を地区計画に位

置づける必要があります。昨年度につきましては、地区代表の方々と渚高地区計画の見直しについて意見交換を行い、地区に不足している都市基盤施設の設置案について御理解をいただき、現在都市計画手続に向け調整しているところでございます。

次に、地区に不足している都市基盤施設の設置案とはということですが、地区に公園を1カ所、既設排水路の流れを考慮し、調整池を2カ所配置する案を検討しております。

続きまして、モニタリングの件でございます。

車両、歩行者の通行状況の結果ですが、車両が市道12号線の停止線を越えずに確実にとまれているかの確認ですが、93%がとまれているという結果でございました。

大型車が車線内で通行できているかの確認ですが、あま・愛西線から市道12号線への進入につきましては、99%が車線内で通行できているという結果でございました。

歩行者、自転車は滞留場所にとまり安全に通行できているかの確認につきましては、歩行者は100%、自転車は97%が滞留場所にとまっているという結果となりました。

次に、調査時間帯、曜日はどのようにということですが、調査の時間帯は朝・昼・夕各2時間とし、大型車のサンプル数が多く見込まれる時間を割り出し、朝につきましては8時から10時、昼は10時から12時、夕方は17時から19時を調査時間とし、毎週木曜日に実施いたしました。

普通の交差点と比べての危険度ということですが、市道停止線を11メートル後退させた対応を行っております。現状では大型車両の通行は少なく、影響は見受けられませんが、継続して交差点整備の完了に向けて努力しております。

続きまして、工業用地の排水路つけかえ事業の損失の件でございます。

周辺家屋等にどのような損傷かということですが、周辺家屋につきましては、建具のひじり、内壁ビニールクロスの切れ、基礎コンクリートのひび割れ等です。ほかに外壁のひび割れ、外周擁壁の土どめの欠落もありました。

市としての基準ですが、事業損失補償調査を愛知県企業庁が行いました。その愛知県企業庁が実施した調査を基準としております。

造成工事におけるブルドーザー作業による影響と、排水路つけかえ工事のバックホー作業の影響による事業損失が生じました。調査内容といたしましては、工事箇所と重機の種類と家屋までの距離を損失基準上の根拠に充てて積算し補償しました。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、特別支援員の関係でございます。

平成29年度まで委託事業による特別支援員の配置と比較しまして、各学校への配当時間に大きな差はございません。人材の多くは、以前委託をしていた事業所から引き続きお願いできた方や教員経験者でございますが、中には特別支援教育の経験がない方もいたため、研修会を行うことによりレベルアップを図りました。

変化、問題点、課題でございます。委託事業と比較し、少ない予算で前年度までと同様な事業実施が可能となっております。委託事業から変更したことによる問題や課題は特にございま

せんが、学校において必要とされる支援は増加する一方であり、学校からは支援員の配置をふやしたいとの要望が多く、対象児童生徒や学校の状況に合った適正な配置をしていかなければならない状況となっております。

次に、あいさい音楽祭についてでございます。

平成30年度、初めて開催をいたしました。市在住の音楽家の方々の御協力を得、たくさんの愛西市民、また市外の方々にも御参加いただき、さまざまな楽器の演奏や合唱の音楽合戦と、市内コーラスグループによる第九の合唱、最後に参加者と観客全員で「愛西市バージョンふるさと」の大合唱ができました。予選出演者は102人、当日の音楽祭出演者166人、観客数は492人でお見えでした。終了時に回収したアンケートでも大変よい回答をいただいております。

問題点として、市民参加型イベントであるため、実行委員会の運営スタッフの育成が難しいことです。

また、今後の課題として、内容が同じものにならないよう、毎年新たなテーマに臨み、観客の皆さんに楽しんでいただくことを継続して開催していけるようにと考えております。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では30年度の決算について質問いたします。

まず概要書の実績報告書の4ページを開いていただき、4ページで一般財源決算収支の状況ということで、マイナス3億1,424万4,173円ということで決算額が出ておりますが、これについては積立金が財政調整基金に対する積み立てのところだけプラスをされておりますので、30年度に積み立てられた基金の額、全てを考慮に入ると単年度収支はどのようになるかお伺いをします。

続いて12ページです。12ページには地方交付税について記載があるところであります。地方交付税は年々、差額分が10%、20%と減っていくということで、かなり減るのではないかというお話もあったところでありますが、平成30年度は1%の減少ということにとどまった状況があります。その1%の減少となった理由についてお伺いします。

また、この表で言うと普通交付税のところの表で基準財政需要額というのは30年も29年も余り変わらない状況であるということがありますので、そういった中でなぜ変わらないのかについて確認と同時に、今後、基準財政需要額がどのように減っていくのかについてお伺いをします。

また、29年度、30年度についてはここには載っていない臨時財政対策債発行可能額というのが、この普通交付税にプラスアルファとして出てくるわけですが、平成30年度、平成29年度の臨時財政対策債の発行可能額についてお伺いします。

続いて、19ページ、20ページですが、起債残高が、普通債が83億6,500万円、またその他の臨時財政対策債含めてその他の費用が109億9,783万円、合計で193億6,296万2,346円というこ

とで、一般会計分の記載があります。また、地方債の特別会計分として、108億1,753万1,650円ということで記載がありました。それぞれ地方交付税で措置される金額については、一般会計で幾ら、特別会計で幾らについてお伺いします。

続いて、今度は個別の状況に行きますが、24ページを開いていただいて、24ページには庁舎総合管理事業ということがあります。ここの中に、宿日直業務を愛西市シルバー人材センターに委託し、高齢者雇用の一助を図ったということで、高齢者雇用のために行ったかのような評価がありますが、もともとは高齢者雇用のために行うという事業ではなかったというふうに記憶をしております、その評価について、再度お伺いします。

続いて32ページに行きますが、監査委員事務事業についてのところに監査をしていただいた内容について、例月出納検査等ありますが、その他の監査のところに住民監査請求に基づく監査というのが1件あります。この住民監査請求に基づく監査というのはどういう内容であってどういう結果が出たのかということについてお伺いします。

続いて36ページですが、空家対策推進事業ということで、ここでは空家対策協議会において、愛西市空家等対策計画を策定したということで記載があります。

この策定計画の内容はどのような内容であるかということと、現在の空き家、さまざまな空き家の種類がありますが、その空き家について、何件ぐらいあるのかということ把握しているのかお伺いします。

続いて40ページです。防犯推進事業ということで、LEDの防犯灯についての内容が記載されています。LEDは確かに防犯灯は設置されているわけですが、これについての維持管理、フルメンテナンスだということではありますけれども、維持管理はどのような状況がされたのか、また過去において古いものも新しいものもあるのではないかと思います、総点検をすることは考えているのかどうか、また総点検をしたことがあるのであれば、した内容についてお伺いします。

続いて47ページ、民生費ですが、47ページが相談事業、48ページには就労生活支援事業ということで、それぞれ委託して行ったと書かれておりますが、これについてはいつもそうなんです、どのぐらいの人数があったのか、またその内容についてはどんな内容があったのかということが、事業の成果としてやはり明らかにされるべきであるというふうに思いますので、特にそれが記載がありませんので、その内容について、人数と内容、それぞれ教えてください。

続いて48ページの避難行動要支援者登録確認事業でございますが、これについては今現在の避難行動要支援者登録をしている人数、またここには要支援者として7項目記載がありますが、それぞれの項目の人数についてお伺いします。

さらには、この避難行動要支援者登録については、各自治防災会が確認することができますが、確認された、申請があった自治防災会についてお伺いします。

続いて63ページに行きますが、高齢者福祉事業についてですが、緊急通報システム設置事業について、1,000万円、設置は45台、撤去は42台で、3件の増加があったという内容がありますが、この緊急システムについてはさほどふえていないことについてどんな分析がされたのか、

どんどん高齢化されてひとり世帯がふえていっている、高齢者のひとり世帯がふえていっているという認識ではありましたが、余りふえていない内容について、例えばN T Tの工事費の補助については、ないからふえていないのか、またN T Tの電話を持っていない、携帯を持っているしかないからふえていないのか、そういったこともあわせて評価をされていると思いますので、事業評価についてお伺いします。

続いて児童福祉に行きますが、69ページをお願いします。69ページの児童虐待防止対策強化事業についてですが、児童虐待防止強化事業について、件数は確かに28年度が6件、29年度が8件、30年度が28件ということで、虐待についてはこれだけあったということは一般質問などでも報告があったところではありますが、ふえた評価について、なぜふえているのかについて、再度分析をした結果を教えてください。

また、それらの28件の虐待、例えば30年度でいうと28件の虐待があったわけですが、その虐待については解決したのか、その後の状況について、確認がとれるものについて教えてください。

続いて84ページをお願いします。公害対策事業として、84ページにはあります。公害対策ということで、水質、また騒音等について行われておりますが、その行った内容、また結果についてお伺いと同時に、野焼きによってやはり悪臭が出ているということについては、野焼きの問題というのは非常に問題かと思しますので、公害対策としてやはり野焼きの対策もすべきではないかと思うわけですが、今後、公害対策事業の拡大について検討をされているかどうかお伺いします。

続いて、款が変わりまして97ページの5款労働費ですが、5款労働費について、こちらでは労働事業としてされているということですが、貸付金の勤労者住宅資金金融預託費として400万円ということは預託をしているということですが、結果、利用者がどのぐらいあるのか、また利息等についてどのようなことであったのか、利用者がどのぐらいあるかということについてお伺いします。

また、就職支援セミナーの委託料として使われたものについて、参加人数が29年度と比べて大分減っているということもありますが、この参加した人のその後について、把握しているものがあれば教えてください。

続いて116ページに行きますが、116ページは先ほどの近藤議員の質問とかぶりますので割愛します。

教育費に行きます。教育費の124ページ、特別支援配置事業についてですが、一つは近藤議員と重なるところはありますけれども、実際の予算が28年、29年度と比べて半減しているということがあります。半減した、結果的にそうなったんですが、この28年、29年ではこの費用というのは多過ぎるんじゃないかということで、この配置事業を直接雇用にされたのかなあということが聞きたいところではありますが、この評価ですね。なぜ半減になったのかということについてお伺いします。

また、十分満たされていると、前と比べて遜色なくやられているということは先ほどの答弁

でもありましたので、今後、今回の事業評価を経て、やはり人員をふやすことについても28年、29年度と比べても半減しているということであれば、人員をふやすという選択も非常にしやすくなるかと思っておりますので、半減した評価についてお伺いします。

続いて生涯学習課の部分ですが、132ページ、土曜日の教育活動推進事業ということで、これらの状況があるということで、非常に利用されている部分はあるかと思っておりますが、今差し当たって、今回の評価で、やはり以前にもあった放課後子ども教室というのが、これを毎日やっていけば、もっとこれについては利用されるわけですので、放課後子ども教室について、もう一回やったほうがいいんじゃないかということも含めたあいさい土曜キラリ学習等を含めて、その事業評価をする中で子ども教室の復活について考えたのか、そのことについてお伺いします。

これは今、児童館と一緒に放課後子ども教室の機能は児童館が担うべきという内容で、放課後子ども教室が、その当時なくなりましたが、非常に児童館が多くなってきたという、使うのがなかなか使用する人数がふえているので大変だという声もあるので、その評価をお願いしたいと思います。

以上です。お答えをお願いします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の表3、実質単年度収支ということでございましたが、記載してございますとおりの3億1,424万4,173円の赤字でございます。

次に、交付税の関係ですが、まず見込みの減っていない理由ということですが、合併算定がえの縮減による減少見込み分が社会保障の充実に係る経費の拡充や償還額増加に伴う公債費の増加により減額額が抑えられたものでございます。

次に、基準財政需要額が変わっていないが、今後の見込みということですが、毎年最低基準が変わりますので、今後の動向の見込みはわかりかねます。

次に、臨財債の発行可能額ということですが、発行可能額は平成29年度は8億7,313万7,000円、平成30年度は8億7,025万3,000円でございます。

続きまして、交付税措置の関係ですが、交付税措置のうち、事業費補正分は需要額の費目内でさまざまな係数がかかるため、直接的に数値が出せませんが、その前提でお答えをさせていただきます。利息分を除く措置額といたしまして、一般会計分は約168億3,500万円、農業集落排水事業等特別会計分は、約8億3,400万円です。公共下水道事業特別会計は約27億6,300万円でございます。

次に、宿日直の関係のものでございます。議員おっしゃられましたとおり、職員の負担軽減を主たる目的として導入をしたものでございます。

なお、委託することで高齢者雇用の促進も図られましたので、このような記述をさせていただいたものでございます。

次に監査の関係です。内容としましては、公共下水道事業管路施設工事を対象とした住民監

査請求で、当該行為から1年を経過しておりましたので、地方自治法第242条第2項の規定により却下となっているものでございます。以上でございます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは空家対策計画の内容及び空き家の数につきまして、答弁させていただきます。

今回策定した愛西市空家等対策計画は、空き家等に関する現状分析、課題の整理を行い、今後取り組んでいくべき課題について整理しました。

また、対策の基本的な方針、所有者による適切な管理の促進に関する事項、活用の促進に関する事項、特定空き家等に対する措置に関する事項など法に定めのある事項につきましても整理をさせていただきました。

空き家の数につきましては、平成29年度に実施した実地調査では620件の建物が空き家である、または空き家である可能性が高いと判断されました。

続きまして、LEDの関係で防犯灯の維持管理の内容及び総点検はしたのかについて答弁をさせていただきます。

火災・落雷・風などの災害や盗難等による修繕・交換を行っております。総点検は行っておりませんが、台風等で広域で停電が発生した場合はメンテナンス業者が対象地域を点検します。

また、落雷による停電があった場合は業者に点検を依頼し、破損箇所をチェックしています。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは私からは相談事業と就労生活支援事業についてお答えさせていただきます。相談事業は障害者・障害児の福祉に関する諸問題を障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業でございます。

平成30年度実績についてでございますが、社会福祉協議会の相談支援事業につきましては、実人員463名、延べ件数4,202件、青い鳥医療療育センターにおきましては実人員が13名、延べ件数が30件でございました。

続きまして、就労生活支援事業につきましては、一般就労が困難な障害者に対し、障害者地域生活支援センターにおいて、日常生活上、必要な訓練・指導を行い、生活の質的向上を図るほか、一般就労に必要な支援を行うことにより、障害者の就労の促進を図る事業でございます。この障害者地域生活支援センターの平成30年度の実績は、新規就労者8名、アフターフォロー者数303名でございます。

続きまして避難行動要支援者の関係でございます。各人数につきましては、ひとり暮らし高齢者が2,210名、高齢者のみ世帯が6,021名、要介護3以上の在宅者が184名、身体障害者が447名、知的障害者が123名、精神障害者が33名、難病患者が6名、合わせまして9,024人の登録でございました。

次に、自主防災会数でございますが、59団体に御利用いただいております。

続きまして緊急通報システムでございます。設置者につきましてはほぼ横ばいという状況になっております。民生委員、介護支援専門員、地域生活支援センター等で制度の周知を図り、

緊急通報システムの設置が必要な方には貸与でシステムを利用させていただいております。

それと携帯の関係でございますが、緊急通報システムの運用につきましては、固定電話を通じボタン一つで通報現場が特定できるシステムになっておりますので、現在のところ現行のシステムを考えております。以上でございます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

児童虐待相談件数がふえた理由につきましては、法の改正により、虐待相談のうち、市町村で支援が可能と判断した場合は児童相談所から市町村へケース送致ができるようになったためでございます。

また、平成30年度の相談件数28件のうち、27件が終結しており、1件につきましては現在も継続して支援を行っております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私から公害対策の内容及び結果、それと野焼きにつきまして御答弁させていただきます。

公害対策の内容につきましては、鶴多須町地内で水質調査を年1回1カ所、河川水質調査を市内の河川で年に2回、15カ所、工業排水水質調査、市内2カ所の事業所で年4回、自動車騒音調査、主要幹線道路2カ所で年1回、及びその結果につきましてはいずれも適正基準内で行いました。

あと、野焼きにつきまして、野焼きを公害対策ということでございますが、通報があれば直ちに現場に赴き、原因者に対して指導を行っております。

なお、平成30年度の実績で公害として県に報告した野焼きの件数は5件でありました。私からは以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは住宅資金借入件数で御答弁させていただきます。平成30年度の住宅借入資金の借入件数はございませんでした。

続きまして就職支援セミナーを終了した人はその後ということですが、セミナーは2日間の日程で実施し、セミナー後に就職相談を行いました。セミナー参加者で就労したという報告は聞いておりません。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

特別支援員の関係でございます。委託事業と比較しまして少ない予算で前年までと同様な事業実施ができたということについて、財政面においても評価をしております。

土曜日の教育活動についてです。地域の方が中心となって土曜キラリ学習として、小学生を対象に多彩な教室や学習支援を行っております。参加した児童の中には、教室で学んだ分野をずうっと続け、よい成績を残していたり、いろんな指導者と会話することによって、自分の将来を考えたりすることができたという声も聞いております。教育においては有効な事業だと評価しております。

放課後子ども教室の復活は考えておりません。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

では再質問をします。

4 ページの 3 表の実質単年度収支はということで、同じ金額を言われたんですけども、質問通告では、財政調整基金以外の基金の積み立てを含むと実質的な単年度収支は幾らかと聞いておりますので、もう一度財政調整基金以外の基金の積み立てを入れた場合の収支をお伺いします。

あと、地方交付税ですが、今後の状況を見ないとわからないということではありますが、実際、同額となったもの、変わっていないという状況についてですが、なぜ変わらなかったのかというのについては基準財政需要額が見直されたために変わらなかったのかというふうに思うんですが、その見直された内容についてお伺いします。

続いて、日直業務についての質問を行って、結果的に高齢者の雇用ができたからということだったんですが、職員の負担軽減ということが目的だったよということも言われましたが、実際の労務費については、日直をやっていた29年から比べるとどのぐらい労務費用が減ったのか、ふえたのか、その労務費の状況について再度お伺いします。

あと、36ページの空家対策計画の内容についてですが、今後取り組んでいくべき内容等をいろいろと制定しましたということ、概要はわかるんですが、愛西市としてどんなことを具体的に取り組んでいくのかということについて、再度詳細をお伺いします。

40ページの防犯推進事業ですが、災害等で修繕をしている、また台風があったときにはその地域を確認するということでもあります。最近あったことなんですが、LEDが電柱から落ちそうになっていて、それを回収するという事案があったわけですが、県道に大きな道路灯が落ちると危ないということもありますので、総点検を一度してみるべきではないかというふうに思うわけですが、そういった検討はしたのか、事業を評価する中で、それは必要かということを検討したかについても一度お伺いします。

あと、63ページの高齢者の緊急通報システムについてですが、先ほどちょっと話をしたんですが、NTTの工事費用があるのでできない部分もあるんじゃないかというふうに思うんですが、そういった評価はしなかったのか、またその評価に基づいて何かアクションをする内容は考えていなかったのか教えてください。

あと、69ページの児童虐待防止対策についてですが、1件だけ支援が残っていますということなんですが、これは継続的に長く行わなければならなかったから残っているのか、たまたま30年度から31年度にまたいなので残っているのか、その残っている内容についてお伺いします。

あと、84ページの公害対策ですが、今ここに書いてある内容で、河川で2カ所等はもう実施報告書に載っていますので、具体的にどこの場所で行われているのかということについて、また企業ですと2カ所行われているということも今報告があったところではありますが、どこで行われているのか、工場の水質検査2カ所の2つの工場についてどこかということと、河川水路15カ所についてはどこかということと、自動車騒音については主要な道路についてはどこかということについて、お伺いします。

あと、特別支援員配置事業ですが、前年度の予算よりは大幅少なくて済むということは、30

年の事業途中でもわかっている状況があったかと思うんですが、そのときに再度小・中学校に配置支援員が足りていますか、不足ですかみたいな、そんな調査もあってしかるべきだったんじゃないかなあと思うんですけど、予算的に半額なので、30年度中にそういった配置をふやしますよというようなことがあったのかどうかお伺いします。以上、お願いします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

1点目、まず質問通告で一般会計の基金積み立てを含んだ実質単年度収支ということでしたので、先ほどの数字を申し上げさせていただきましたが、財政調整基金のうち5億円は公共事業整備基金へ積み込んでおりますので、それを差し引きしますと1億8,575万5,827円の黒字ということになります。

次に、交付税の関係でございます。具体的にふえた要因ということでございましたが、高齢者保健福祉費で7,973万円の増、社会福祉費で1億839万円の増、公債費で1,893万円が基準財政需要額のほうで変わっております。

次に、宿日直の関係でございます。職員の人件費の関係でございますが、宿日直手当408万2,400円の抑制が図られております。以上です。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

私から空き家対策に対して具体的に行うものということで、本年、空家対策推進協議会を開催し、特定空き家等の判断基準を決定させていただきます。なお、所有者からの相談受け付けとしまして、本年6月には愛知県土地建物取引業協会と愛西市における空き家等の対策に関する協定を締結しました。なお、9月から空き家等の所有者に適正管理についてのお願い文を送付する予定でございます。

続いてLEDの、先ほど何か道路のところで落ちていたと、多分そちらのほうは県道であって道路灯になるかなと思います。

なお、私どもとしましては連絡後、早急な対応が行える体制となっております。特に総点検の必要はないと今も考えております。なお、平成30年度の修繕につきましては7,052基あったうちの21基が修繕の対象となっております。率にしますと3%程度になろうかと思っております。以上です。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは緊急通報システムの設置に関するN T Tの工事の費用の件だと思っておりますが、こちらにつきましては自己負担はございません。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

1件につきましては、現在も継続して支援をしておりますので、年度末であったということではありません。以上でございます。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

私からは公害対策の内容につきまして、詳細な説明をさせていただきます。鵜多須町地内の水質調査につきましては、旧鵜多須処分場の周辺、地下水の調査でございます。

河川水質調査につきましては、佐屋地区は、善太川3カ所ほか、農業排水路4カ所の計7カ

所、八開地区は鷹場川 1 カ所ほか、農業排水路 1 カ所の計 2 カ所でございます。佐織地区は、日光川 2 カ所、領内川 2 カ所、目比川 1 カ所及び農業排水 1 カ所の計 6 カ所で調査を行います。

工場排水水質調査でございます。公害防止協定を締結した須依町荒井製作所さん、本部田町山田軽金属所さん。

自動車騒音調査につきましては、主要幹線道路で根高町地内のあま・愛西線、鶉多須町地内給父・清須線を対象とした自動車騒音の調査・監視を行い、環境省へ報告いたしました。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

特別支援員に関してでございます。年度の途中で支援を要する児童・生徒がふえた場合、これについては支援員の配置を柔軟に切りかえて対応しております。

ただ、課題の中でも申し上げましたとおり、支援を要する児童・生徒、非常に増加傾向にございますので、今後も適正な支援員の配置について考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、6 番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○6 番（吉川三津子君）

認定第 1 号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問させていただきます。

まず最初に総合的なことをお伺いしたいと思います。

新公会計については何度か議会の中でもお話をさせていただいておりますが、この新公会計の仕組みを次年度予算に役立てるべく公開を早めるというような答弁があったと思いますが、既にこういった公会計の結果が出ているのかについてお伺いしたいと思います。また、できているならばその評価をどうされているのかお聞きしたいと思います。

それから概要書の10ページ、不納欠損理由一覧表についてお聞きしたいと思います。5年で時効ということで法律で決められているわけですが、5年で不納欠損とする場合の要件はどのように定めていらっしゃるのかお伺いします。

概要書36ページ、空家等対策推進事業についてお伺いいたします。とても朽ち果てて壊れそうな空き家とか、まだ住めそうな空き家とかいろいろあるわけですが、そして田舎のほうの空き家、市街地の空き家もあります。そんな状況でどのような空き家を、またどの地域を優先して取り組んでいく方針を出されているのかお伺いいたします。

概要書49ページの各種団体への運営費補助についてお伺いいたします。まず、社会福祉協議会についてお伺いをしたいと思います。今社会福祉協議会の職員数は何人いるのでしょうか。補助金は何人分の人件費でしょうか。

また、社会福祉協議会にはたくさんの委託事業が任されているわけですが、委託事業における人件費は何人分支払っているのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、社会福祉協議会の中では地域福祉事業ということで、高齢者のためのサロン運営

をされているということで、高齢福祉課からも五十数件の活動事例が出されております。この運営の状況はどうか、高齢者が使えるようなサロン事業等は全体のどれくらいあるのか、状況についてお伺いしたいと思います。

それから、社会福祉協議会では買い物支援もされております。これが今、一般質問のほうでもしましたが、ニーズに応え切れているような状況なのかについてお伺いしたいと思います。

概要書の59ページ、生活保護受給者への扶助費についてお伺いたします。生活保護になれば家賃支援や生活支援が受けられ、そして病気になれば医療費や介護費が無料になって、そんなサービスが無料で受けられるという状況になります。

しかし、ぎりぎりのボーダーラインで生活保護が受けられない人にとっては、病気になれば医療も介護も自分で負担せねばならず、必要な医療や介護が受けられないということが大変問題になっております。こういった世帯はどれくらいあるのか把握できているのかを含めてお聞きいたします。

それから概要書62ページ、配食サービス事業についてお伺いしたいと思います。なかなか高齢者が配食サービスがあるということを御存じない方がたくさんいらっしゃるなあとということを日々の活動の中から感じているわけですが、啓発方法はどのようにされているのか、そして対象人数の何%くらいが御利用できているのかお伺いいたします。

概要書の80ページです。福祉医療費についてお伺いしたいと思います。中学生、小学生、通院の関係でお伺いと思いますが、小学生、中学生、それぞれ内科とか歯医者さんとかいろいろあるわけですが、どういった科に受診が多いのか、傾向についてお伺いをしたいと思います。

それから概要書の85ページ、ごみ収集についてお伺いをしたいと思います。私、この議案説明のときに、このごみ収集について正しいごみ分別のためとかそんなことの説明があったんですけども、担当部署としては何のために分別をしていると考えていらっしゃるのか。なぜ市民は分別をしなければいけないのか、その辺どう考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。きっとこれは過去にも私は議会の中で申し上げていることで、循環法なれどいろいろある中で、分別の意義というのは明確にされていると思っておりますので、しっかりとお答えをいただきたいと思っております。

それから概要書の98ページ、農業委員会の事業についてお伺いいたします。農地法違反の現状、どうなっているのか。長年引きずっている事例がどれくらいあるのか、またここ数年で新たに出た違反はどんなものがあるのか教えていただきたいと思っております。

それからもう一点は、農地法違反をしながら指導を受けている、そういった人が農地取得とか農地転用をする場合があります。そのとき、何度も違反を繰り返している方が申請を出したとき、そのときだけ改善されていれば許可を出さざるを得ないのが法律なのか、その点について確認させていただきたいと思っております。

また、農地取得をする場合、農業従事者の名前とかも明記するわけですが、本当にその方が農業ができるような状況なのか、農業をしている人なのか、その辺の確認までするのかお聞か

せいできたいと思います。

それから概要書の106ページ、商工振興事業についてお伺いしたいと思います。商工会については何度も質問させていただいて、合併していろいろ統合もされてきたと思いますが、以前は統合しながらも八開地区は八開地区で会議を持たれたりとか、そんな答弁もあったと思います。その後、どのように合理化がされてきているのか、また佐織と立田の道の駅のところに事務所があるわけですが、合理的な運営のためにどのようなことがされているのかお聞かせいただきたいと思います。

そして、次に観光協会のことです。何度も、毎年これは聞いていることですがけれども、職員が何人、議員が何人、一般の市民の方が何人なのかお聞かせいただきたいと思います。

概要書の108ページの側溝・舗装事業と109ページの道路改良事業についてお伺いいたします。工事の平均落札率は何%でしょうか。そしてこの指名業者は地元の業者のみなのか、指名業者の条件があればお聞かせいただきたいと思います。

次に、概要書の127ページ、準要保護児童就学援助事業と129ページの中学生の生徒の就学援助事業についてお聞かせをいただきたいと思います。それぞれ全児童の何%がこういった事業対象者になっているのかお聞かせください。以上です。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目の関係ですが、次年度の予算編成に活用できるように、完成に向けて事務を進めているところでございます。

次に、不納欠損の関係です。要件ということでしたが、生活困窮などが主な理由であります。また、執行停止を判断できず結果的に納付に至らなかったものでございます。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

空き家に対しまして、どのような空き家、どのような地域について取り組んでいくかの御質問にお答えさせていただきます。計画につきましては、市内全域にある空き家等を対象とし、所有者への意識啓発、空き家等に関する情報の収集、適正管理の推進、中古住宅の流通促進、危険な空き家等への対処について取り組むという方針でございます。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは社会福祉協議会の職員数についてお答えさせていただきます。平成30年4月1日現在でございますが、正職員30名、嘱託職員15名、非常勤職員76名の合計121人でございます。

次に、補助の人数でございますが、正規職員3人、嘱託職員3人の本部職員6名の人件費補助を行っております。

次に、委託事業で人件費は何人分を支払っているかという御質問でございますが、相談事業で4人、地域包括支援センター事業で3人、生活支援コーディネーター事業で1名を支払っております。

次に、サロンの状況でございますが、平成30年度実績で41団体ございまして、そのうち高齢者が利用できるサロンというのは37団体というふうにお聞きしております。

次に、買い物支援の状況でございますが、平成30年度実績で登録者数68名、利用者数47名、延べ229名の利用をいただいております。こちらのほうにつきまして、平成29年度と比較すると増加傾向にあることから、ニーズに現在は応えられていたとしても、将来的には本当に検討していく必要があるのかなあというふうに思っております。

次に、生活保護の扶助の関係でございます。生活保護の基準につきましては、世帯員の人数、年齢等により算定されるため、その金額は世帯により違いがございます。そのことから、生活保護受給世帯より低い生活レベルの世帯数の実態を調査することは困難であり、把握ができていない状況でございます。

次に、配食サービスでございます。啓発方法といたしましては、高齢者福祉ガイドブックやホームページへの掲載、出前講座で制度の紹介を行っております。ケアマネジャーや民生委員に高齢者福祉ガイドブックを配付し、事業の紹介をしていただいております。

次に、対象人数につきましてのパーセントということでございますが、配食サービス全体の該当者の把握が困難であることから、ひとり暮らしの高齢者の利用率については、おおよそ6.3%でございます。高齢者世帯につきましては、おおよそ1.7%の利用率となっております。

続きまして、福祉医療の関係でございます。小学生では小児科、皮膚科、歯科の順となっております。中学生では歯科、内科、整形外科の順となっております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

ごみ処理事業について、何のための分別か、なぜ市民は分別しなければならないのかにつきまして回答させていただきます。

ごみを適正処理するためには分別が必要です。また、ごみのリサイクルにつきましても、分別が必要と考えております。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

農地法違反の現状ですけれども、農業委員会で把握しております平成30年度末の違反転用件数は、市全体で25件となっております。平成30年度に新たに指導した違反転用は4件です。平成30年度に是正された件数は1件です。

新たな違反といたしましては、資材置き場が2件、駐車場が2件。解決した事例といたしましては畑にダンプが駐車されていまして所有者に是正指導を行い、監視を続けたところ駐車されることはなくなりました。

次に、違反していた地主が新たな申請をした場合の対応についての御質問ですけれども、農地転用を行う際には、あらかじめ事前相談を行っております。事前相談の際には農地基本台帳を確認し、農地法に違反している場合は是正していただくよう指導しています。また、その是正の件ですけれども、是正されれば一旦認めざるを得ないと思っております。

次に、営農従事者の確認もそうですけれども、具体的な営農計画書を出してもらい、そちらのほうで判断しております。

続きまして商工会の件でございます。平成18年4月1日に合併し、現在の愛西市商工会となりました。合併後は、事務事業の見直しや職員の削減などで合理化に努めてきたとのことでご

ございます。

あと、南支所、本所とありますけれども、そちらの2カ所で現在業務を行っており、利便性の面からも必要な支所であると聞いております。

続きまして観光協会のほうの会員数ですけれども、一般会員と法人会員の数字しか、現在とれません。平成31年3月31日現在で、法人会員が147会員、個人会員が197会員の合計344会員となっております。以上でございます。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

入札に関しましては財政課で担当しておりますので、私から御答弁させていただきます。

まず平成30年度ですが、側溝・舗装事業に係る入札工事のみでございましたが、平均落札率といたしましては93.63%でございます。

次に、指名業者の関係ですが、市の入札参加資格者名簿に掲載されている業者から選定し、最終的に指名審査委員会、もしくは部会が審査の上決定しています。指名の要件は、それぞれの案件内容に応じて工種、格付、実績等を考慮して選定をしております。なお、地元業者のみとは限定していません。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

準要保護の関係でございます。小学校全児童数3,177人中、認定者数287人で9.0%、中学校全生徒数1,780人中、認定者数190人で10.7%でございます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

では、順次再質問のほうをさせていただきます。

最初に新公会計についてお伺いしたいと思っております。できますれば、この決算の中で公開をしていただくことを今までも申し上げてきているわけですが、大体いつごろこれが公開され、既に予算の審議等もされ、県への自治体の報告は7月、8月ぐらいにもう終わっているはずなんですよね。そうした中で、いつごろこの数字をきちんと外に示すことができるのか、議会へも示すことができるのか、その点についてお伺いをしたいと思っております。

それから、不納欠損についてお伺いをいたします。ざくっとした答弁があったわけですが、5年で時効、そういった時効になる一番の理由は何なのかということをお聞きしたいのと、やはりごね得になってしまうようなことがあってはならないと思うんですね。こういったごね得になってしまっている事例は発生しているのか、具体的にあれば説明をいただきたいと思っております。

それから概要書の36ページの空き家等対策についてですが、先ほど答弁をお聞きすると、全く空き家にターゲットを絞るのではなく、市内の全部の空き家に対してやっていくんだというような御答弁があったわけですが、例えば市街化を優先して、都市計画の中でまちをつくっていかなければならない、そんな計画もあるわけですので、そうなのか、それとも住めるおうちを放置しておけば住めなくなってしまうので、そういったところを優先的にしていくのか、そういった方向性は全くないのかということを再度確認させていただきたいと思っております。

そして、またいろんなほかの事業と連携しながら、きょうも部長には集会所とか公民館の話

をしたんですけれども、こういった空き家利用との連携とか、前の議会には居住困難者の支援というところでお話もさせていただいているんですが、他事業との連携というところの話は一切ないのか、その辺について再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

次に、社会福祉協議会、49ページの各種団体への運営費の補助についてですけれども、高齢者のためのサロンということで、私のほうには五十幾つあるよということでずうっと答弁がされてきて、今回37件が高齢者が行っていいよという答弁に変わってきております。今、私も社会福祉協議会のサロンを実は順番に回っている中で、高齢者のためのサロンというよりも、文化教室で1人の先生がいろんところで教室を開いていて、社会福祉協議会は何のためにこのサロンをやっているんだろうと思う事例にたくさん出会ってしまったということがあるんですね。

その中で、高齢福祉課としてきちんと確認しながら、高齢者が歩いていける距離の居場所としての役割が果たせるかどうかということ、市のほうとして確認ができていないのか、そうしてここをやはり地域の居場所にしていかなければいけないわけなので、運営の仕方等への、レベルアップ・スキルアップのための指導はどうなっているのかお聞かせいただきたいとしたいと思います。

それから、買い物支援のことです。たくさんニーズがあって、今でも回数とか何かで行きたくても行けないという方もいらっしゃるんで、人数が満たされている状況ではなくなってきております。

一方で、こういった社会福祉協議会の買い物支援があるということをお聞きしない高齢者がたくさんいらっしゃるわけなんですけれども、こういった広報は、本当にお年寄りに届く広報がされているのか、その点について確認をさせていただきたいとしたいと思います。

次に、概要書の59ページの生活保護受給者への扶助費についてで、生活保護の方よりも劣悪なる環境で過ごしている方の実態は把握ができていないという御答弁がありました。把握していないから何のしようもないということでは困るわけなんですけれども、こういった方々に具体的にどんな支援ができるのか、その点についてお伺いしたいのと、市営住宅とかを持っている自治体であれば家賃補助制度等があるんで、家賃の補助をする仕組みとかもあるわけなんですけれども、愛西市ではそういった市営住宅がないんですが、こういった補助の仕組みがあれば教えていただきたいとしたいと思います。

あと、概要書の80ページの福祉医療費の関係です。中学の補助拡大により、先ほど中学生が歯医者が一番多くて、内科と整形外科だという順番が示されたわけなんですけれども、拡大によって何科がふえたかとか、その辺のところまでわかるのか、わからなかったら結構ですので、その辺についてお聞かせいただきたいのと、中学生でも、持病という言い方がよくないかもしれないんですけれども、長期的に診療を受けなければならない子供たちが、何人ぐらい利用者の中に含まれているのか、わかればお聞かせいただきたいとしたいと思います。

それからあと、ごみの収集についてですけれども、適正処理をするためにという御答弁がありました。つまり、分別した後、どこにそのごみを持っていくのかによって分別をするわけで

す。それが分別の役割なんです。一緒にしてしまっただけで後で分けるということ避けるために、持っていき先によって、処理の仕方によって分別するわけなんですけれども、今現在、プラスチックと可燃ごみが一緒にされていながら分別をしている。じゃあこの意味は一体何だとお考えになるのか、平成30年もずうっとされてきたわけなんですけれども、その理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから98ページの農業委員会についてお聞かせいただきたいと思います。先ほど件数等について説明がありましたが、法的な効力がなくなる年数があります。告発等ができなくなる年数があります。それが何年なのか、先ほど示された件数のうち、効力がなくなっているのは何件なのかお聞かせいただきたい。

それから、先ほど農地法違反を繰り返している業者等であっても、そのときは是正され書類が整っていれば転用を認めざるを得ないとおっしゃいましたが、その法的根拠についてお伺いしたいと思います。

あと、概要書の108ページ、先ほど側溝とか舗装事業について、落札率93.63%ということで、大変高い落札率になっているわけなんですけれども、談合防止という視点で職員等の教育、そして周知等はどうなっているのか、気をつけている点があればお聞かせいただきたいと思います。

あと、概要書の127、129ページの準要保護の児童・生徒についてお聞きしたいと思います。生活保護の算出の仕方が変わったわけですが、この要保護児童・生徒と判断する基準への影響はどうなっているのか、また支援の金額への影響はあるのではないかと思います、その点についてあれば御説明をいただきたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目の件ですが、完成は、今一生懸命やっているんで10月中をめどにして、12月議会で御報告できるような形にしたいと鋭意励んでいるところでございます。

次に、滞納の関係でございますが、議員おっしゃられましたように、当然ごね得にならないように担当課において分納であるとかいろいろ協力を願っております。

また、協力的でない方におかれましては、当然今は預金、生命保険、給与などの差し押さえを積極的に行っております。

したがって、滞納処分等になる者といましては、所在・財産が不明であるとか、どうしても生活を著しく窮迫させてしまうとか、そういった特定のものに限っておりますので、言い方は悪いですが、押さえるものは押さえるような形、公平性を重点に行っているところでございます。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

空き家につきまして優先すべきはという、もう一点は他事業との連携ということでお答えさせていただきます。

優先につきましては、空き家対策に当たってはさまざまな取り組みが必要であると考えていますが、その中でもやはり近隣住民に影響が大きい危険な空き家等への対応について取り組ん

でいく必要があると考えております。

もう一点、他事業との連携でございます。こちらに関しましては、市の事業ではございませんが、先ほどの6月に愛知県の宅建協会と空き家等に関する協定を結んでおります。こちらにつきましましては、私のほうに連絡があれば、こちらのほうを紹介して今後の所有者の意見も聞きながら相談に乗るという形になっております。

なお、9月より空き家等の適正管理についてのお願いという文書の中で、所有者には空き家の管理について確認を行います。その中で希望に沿った助言ができればと思っております。その助言の一つとして、宅建協会も一つであると考えております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず1点目のサロンの件でございますが、サロン50件というお答えをしていることもございますが、この50件といえますのは社会福祉協議会の補助を受けていない団体も含めて50件あるということでございます。その中で、サロンの指導というようなことでございますが、現在第1層の生活支援コーディネーター、市の職員1人と社会福祉協議会の職員1人ございますし、第2層のコーディネーターもございます。そういった方々から指導をしていただけるのがいいのかなというふうに思っております。

また、生活保護の関係ですけれども、どんな支援ができるのかということでございますが、なかなか難しいものがございまして、就労支援とかそういったことの御相談に応じている現状でございます。

また、家賃等の補助の仕組みということでございますが、現在私が把握しているところではないのかなあというふうに思っております。

次に、子供医療の拡大の関係でございますが、こちらのほう、拡大によってどのような診療科がふえたというのは、そこまでは分析ができておりません。

また、長期治療を要する子供さんということも、現在償還払いということで領収書で支払っている関係上、そこまで把握できないというのが現状でございます。以上でございます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

ごみに関しまして、仮に可燃とプラを分別した場合に、定着している市民のリサイクル意識の低下を招くことになるかと思っております。

なお、今年に入ってから廃プラスチックを輸出することができなくなりました。またプラスチックごみによる海洋汚染が地球規模で叫ばれているようにもなりました。そうした中、先般、国は、産業廃棄物である廃プラスチックの焼却が市町村の一般廃棄物処理施設へ受け入れは可能かどうかの打診をし、今後の対応を検討し始めました。

もし仮に、近い将来、廃プラの受け入れが国から市町村への要望でなく強制となった場合、あわせてプラスチックの容器包装リサイクルの実施も義務化されるかもしれません。そういった可能性も視野に入れ、ここまで市民の間に定着した分別収集を後戻りさせることなく、今後も継続していきたいと考えています。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

申しわけありません、1つ答弁漏れがございました。

買い物支援ということでございます。そちらのほうにつきましては、高齢者の相談を受けた場合には紹介するというので、現在進んでいるのかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○産業振興課長（滝川豊彦君）

農業委員会関係のことということで、農業委員会事務局として御答弁させていただきます。

まず法的効力がなくなるのはということでございますが、最高裁の判例なんかを見ましたら3年というふうになっております。ただ、指導のほうはできますのでよろしく申し上げます。

あと、効力がなくなった件数のほうですけれども、数としてはちょっと拾い上げておりませんが、過去から指導しているものもありますので、ある程度かなりの数はあるのかと思っておりますけど、集計のほうは申しわけありません、しておりません。

あと、是正された後、書類が整っていれば認めるという法的根拠のほうですけれども、大きくは農地法ということでございます。以上でございます。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

談合防止の職員教育ということでございましたが、直接何を実施しているというのはございませんが、当然職員たるもの地方公務員法を遵守して、全体の奉仕者として、そういうことがないようきちっとしていることを信じたいと思いますし、また一方、組織として、28年度から各担当課がジモンになっていたものを、財政課で今、指名審であるとかそういうものを取り扱っているというのが1つの取り組みであると考えております。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

準要保護の基準金額につきましては、生活保護の認定基準をベースに対応しております。以上です。

#### ○議長（鷺野聰明君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時10分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

#### ○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

午前中、吉川議員の答弁につきまして、持っている集会所、公民館についての、どのような持っているのかにつきまして、私、所有と申し上げましたが、助成対象となる建物は地域で所有・維持管理を行っている集会所、公民館となります。賃貸借にした建物については、地元の管理、利用の状況等を確認して助成の対象かを決定していきます。よろしくお願いいたします。

もう一点ございます。こうした施設を持っている町内会の数と持っていない町内会の数とは、私、市内の112ということで申し上げましたが、総代の行政区で67町内中、5町が公民館、集会所を持っていないといったことでございます。以上です。

まことに申しわけございませんでした。

○議長（鷺野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、何点か質問をしたいと思います。

最初に、基本的にも実績報告書の中で伺っていきませんが、実績報告書の7、8ページに関して職員数の問題ですけれども、現在の職員数は職員定数に比べてどのぐらいの充足率になっているのかというか、職員がいるのかについてお尋ねします。

また、正規の職員が大体六十数%になっていますけれども、やはり非正規の職員がかなり多いと思いますけれども、この点を是正していく考えはないのかお尋ねします。

それと8ページですが、年齢別の職員数の状況がありますけれども、この中で大体30代前半が非常に少ないんですけれども、やはり職員の体制の中からいうと問題はないのでしょうか。そうしたところ、薄いところに対する中途採用などを含めた採用方針などはあるのか質問をします。

次に13ページなんですけど、使用料についてですけれども、その中のいわゆる総務の使用料のコミュニティー施設使用料とか、あるいは教育使用料などの文化会館や公民館の使用料が減っている理由についてお尋ねしたいと思います。

それから16ページですが、雑収入において指定管理の収益の一部納付金が減った理由についてお尋ねします。

それから21ページ、基金の状況についてです。主な基金をどれぐらい積み立てるのかについて、財政調整基金、公共事業整備基金などの基金について今後どれぐらい積み立てていくつもりなのかについてお尋ねします。

それから28ページの広報事業に関してですけれども、ホームページに関してですが、この間もずっと話をしているわけなんですけれども、やはり他市町に比べても、いわゆる過去のさまざまな資料が非常にとれないというのが、検索にかからないとか、それからやはり昔の部分が資料が見られないというのが愛西市のホームページの非常に大きな問題だと思うんですが、こういった中で、アーカイブそのものを整備して見やすくするような検討、あるいは量をふやしていくような考え方はないのかお尋ねします。

それから34ページですけど、市民活動支援公募事業についてですけれども、高松議員からありました、執行率が26.6%になった原因と、同時に31年度以降の対策についてどういうふうにしていくのかについてお尋ねをしたい、どう考えて今やっているのかについてお尋ねします。

それから、38ページのコミュニティーの施設管理事業ですけれども、いわゆる指定管理でコミュニティーの施設管理等をお願いしているわけなんですけれども、コミュニティーの推進協議会等を構成している方々というのは、NPO等と比べて財政的な処理とか実務とかそういったものに関してなかなか難しいところもあると思うんですが、その点、やはり市のほうでできるだ

けやれるところはやってほしいというような話もよく聞くところではありますが、こうした管理業務を行いやすいようにどうした支援をしているのかについてお尋ねします。

それから42ページですが、災害対策推進事業ですけれども、昨年から自主防災会への補助金が大きく制度が変わりました。いわゆる地域的な連合会をつくってそれなりの事業をやっていくそのものは必要なことだとは思いますが、ただ、せっかく今まで単位自主防災会の訓練などで積極的にやってきたところに関して、非常にやりづらくなったという声が幾つも聞いています。その点についての改善等の考え方など、見通しについてお尋ねします。

それから59ページですけれども、生活保護についてですが、生活保護受給者の扶助ということで、生活保護の申請、相談に来た場合に、いろいろと就労支援を含めた指導とか、さまざまな生活保護にどんなことがあるのかとかいう制度的な説明はされてはいるんですが、一方で、例えば津島市などで生活保護の申請に行きますと、まず生活保護というものはどういう制度で、生活保護の意味ですとか意義について、憲法25条との関係も含めた権利であることは最初に明確にお話をされます。そうしたことについて愛西市としてやっているのか、またはそういったことをやる考えはないのかについてお尋ねします。

それから65ページですね、寝具の洗濯乾燥消毒サービスについてですけれども、制度変更によって利用者が大きく減りました。それは適正だというふうに言うかもしれませんが、介護保険等、介護制度等に登録していなくても、体が弱くてなかなか布団などが干せないという声はよく聞きます。そうしたことで、制度的な問題は今後改善していく意思はないのかについてお尋ねします。

それから74ページですけれども、保育対策総合支援事業で執行率が40%と非常に低い原因についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから保育士等の給与への反映というところで、こうした支援事業によって給料がどれだけふえていますよみたいなことは、例えば保育士さんそれぞれに対しては明示されていないのでしょうか。介護保険制度の介護職員に関して、支援分はこれだけとかいうような、そういうのをやっているところもありますが、そういったことも含めた制度の運用についてお尋ねしたいと思います。

それから91ページの自殺対策事業ですが、100万円ふえている理由については、多分新しい事業をやっていると思うんですけれども、その点について説明をお願いします。

それから99ページの農業振興事業ですけれども、農業振興地域整備促進協議会の活動について、整備計画の中身とか、実施した用途区分変更などの具体的な内容について、理由とかについてお尋ねをします。

それから、119ページの消防施設の整備事業ですけれども、各地区の消防水利の充足状況について、4地区それぞれどのぐらいかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、あと126ページと128ページの小・中学校の施設耐震化・環境整備事業についてですけれども、高松議員の一般質問がありました、1巡目がこの四、五年で終了ということで、

今後、2巡目の問題について、今後についても一度確認のために説明をお願いしたいというふうに、計画をどうするのかについてお願いします。トイレ改修に関して。

それから、144ページの体育施設の指定管理委託事業の中なんですけど、148ページの夏休みの学校プール開放事業について、佐屋小学校の利用者が減っている原因について、なぜなのかについてお尋ねします。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からはまず、現在の職員数の問題でございます。

平成30年4月1日現在の職員数は496人となっておりますが、定数条例では681人、あと定員管理計画の職員数だと499人となっております。正規の職員数の率につきましては69%程度ということでございます。

さらに、非常勤職員全員の年間総勤務時間数を正規職員の勤務時間数で割ると、人員的には年間で40名程度となります。そのため、現状では、正規の職員の正規率については問題ないと考えております。

あとその次、30代前半の職員が少ないんじゃないかという御質問でございますが、こちらにつきましては、ちょうど合併後から数年間、職員の採用をしておりませんでしたので、その間の年齢の職員の数が少なくはなっておりますけれども、全く職員がいないということではありませぬので、将来的には特に問題はないというふうに考えております。

中途採用につきましては、その必要性につきまして検討していきたいと考えております。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

使用料、教育使用料の関係でございます。

公民館使用料に関しまして、29年度までは佐織公民館と永和地区公民館、この2館の合計でございましたが、30年度から永和地区公民館が指定管理になったこと、これによって公民館使用料が大きく減っております。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

コミュニティーの使用料につきまして御答弁させていただきます。

コミュニティー使用料が大きく減っている理由につきましては、平成30年度に永和地区防災コミュニティーセンターに指定管理者制度を導入し、当該施設使用料の収入が指定管理の収入となったからでございます。以上です。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

指定管理の関係でございますが、決算書への表記上、科目コードを見直したため、平成30年度は体育施設のみ決算額が概要書に上がっているためでございます。体育施設等と記載すればよかったかなということを思っておりますので、今後考えさせていただきます。

次に、財調の関係でございますが、財政調整基金は、大規模災害時の復旧経費等を鑑みまして約70億円の確保が必要と考えています。公共事業整備基金は、施設更新費用を鑑みまして100億円ほどが目標額でございます。以上です。

### ○企画政策部長（宮川昌和君）

引き続きまして、広報事業のほうの関係でございます。ホームページの関係なんです、今の、現在、市のホームページのサーバーの容量でございますが、150ギガバイトということでございまして、今、このサーバー容量、150ギガバイトを超えないように各所属のほう、職員に注意していただいて、古いデータを削除し運用することで、可能な限り新しい情報をお届けするように努めているところでございます。

続きまして、市民活動支援公募事業の関係でございます。先ほども御答弁させていただいたとおり、周知のほうにはちょっとなかなか行き届かなかった部分があるかというふうに考えております。来年度の取り組みということでございますが、広報、ホームページにおいても、制度の説明時の掲載方法に工夫を凝らすことで、より市民の皆様が目にとまりやすいような周知をさせていただきたいと考えております。以上です。

### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私から、コミュニティーの指定管理業務について答弁をさせていただきたいと思っております。

指定管理業務につきましては、施設管理・運営、利用申請受け付け等がございます。愛西市コミュニティー推進協議会で、運営・管理の方法の情報交換をして業務の見直しをする機会としています。また、指定管理の相談に応じ、助言等を行っていくことで、指定管理者が円滑に業務を行えるよう努めています。以上です。

もう一点、単位自主防災会への支援についての御質問でございます。

現在、単位自主防災会は、防災訓練を実施した場合に備品補助を行っております。市としまして、単位自主防災会が地域でのコミュニティー単位または小学校区単位で連合組織をつくっていただき、より強固な自主防災組織への形成をしていただくことを一つの目的として補助金制度を設けておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、生活保護の関係でございます。

相談の際には、生活保護は憲法第25条の規定による制度であることを説明しております。また、保護を受ける方の自立を目的としたものであることもお伝えしております。

続きまして、寝具洗濯乾燥消毒サービスでございますが、平成30年度から、利用状況や他自治体の状況を確認し、より必要性の高い方への対象者を見直しいたしました。今後もサービスを継続するための対象者の見直しであったと考えております。

次に1つ飛びまして、91ページの自殺対策事業でございます。

平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、自殺対策計画を策定いたしました。また、睡眠の講演会を実施したほか、よい睡眠の普及啓発を図るためにパンフレットなどを作成し、成人式や出前講座などで配布したという事業を行っております。以上です。

### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

保育対策総合支援事業につきましては、各施設、当初は事業を予定しておりましたが、事業の対象者を雇用できなくなったり、年度途中で事業の対象者が退職したり、補助要件である週

30時間以下の勤務の要件と合致しなくなったなどの理由によるものでございます。

また、この事業の目的につきましては、保育補助者を雇うことにより保育士の業務負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図るものでございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

農業振興事業について御答弁させていただきます。

農業振興地域整備計画は、優良農地を確保しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るための計画です。平成30年度は協議会を4回開催し、34件の申し出を審議いたしました。

内容は、農用地域域からの除外が32件で、店舗2件、工場1件、駐車場12件、住宅8件、流通業務施設2件、社会福祉施設3件、資材置き場2件、進入路2件です。

また、農用地域域内の農業上の用途区分の変更としまして、農業用倉庫2件がありました。以上でございます。

#### ○消防長（横井利幸君）

私のほうからは、各地区の消防水利につきまして御答弁を申し上げます。

各地区の消防水利の充足率につきましては、佐屋地区が93.8%、立田地区が92.7%、八開地区が87.7%、佐織地区が98.3%です。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

トイレ改修は、現在順次、洋式化を進めております。全学校の改修が一通り終了した時点で生徒・児童数などを考慮し、必要に応じ計画的に進めていきたいと考えております。

それから、学校プール開放事業です。昨年は猛暑日が続き、暑さの影響で利用者の人数が減少したと考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

幾つかちょっと、1つはホームページですけれども、サーバーが150ギガバイトというのはちょっと少ないんじゃないかと思うんですけれども、これ、先ほどの話では、古いほうから消していけないと当然新しいものはできないということですが、これならばふやしていくとか、例えばさまざまな資料に対して10年分とかぐらいはきちんと残しておくとか、いつでも見られるようにするとかというそうした考え方とか計画というものはないのでしょうか。その点について再質問をしたいというふうに思っています。

それから、自主防災会ですけど、単位自主防災会の場合には確かに備品の補助になっているので、なかなか訓練補助に拡大できないことが非常に不安になっているところもあるんで、そういうことに対しての意見とかは出ているとは思いますが、そうしたことを改善していく考え方はないのかについて再度確認をしたいというふうに思います。

それから、消防水利に関してですけれども、八開地区が87.7%と非常に低いことに関して、その理由と対策についてお願いします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

ホームページのことでの再質問ということで、御答弁させていただきたいと思っております。

今、150ギガバイトということで、少ないんじゃないかということではございますが、確か

に今あるデータの中で残さなければならないものはやっぱり残していく必要はあるとは思いますが、やはりこの150ギガバイトをふやすことによってかなりの費用がかかるということもございます。なので、費用対効果も考えまして、この辺の整備のほうはしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

単位自主防災会への支援でございますが、現時点で変更する予定はございません。今後、単位自主防災会とのヒアリングやアンケートを実施し、補助金制度について検証しながら進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○消防長（横井利幸君）

八開地区についての消防水利の充足率が低いということですが、消火栓を設置するには、水道管の太さが75ミリメートル以上でなければ設置できないため、充足率は低くなっております。設置ができていない地区の対策につきましては、防火水槽にて対応しております。以上でございます。

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○16番（加藤敏彦君）

認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

実績報告書10ページで、これは不納欠損についてですけれども、前年より減っていると思いますが、どの程度減っているのかについてお尋ねをいたします。

実績報告書14ページ、財産売り払い収入の内容、物件と金額、ここには勝幡町塩畑ほか2件とありますが、具体的にお答えいただきたいと思えます。

23ページ、巡回バスの報告が載っておりますけれども、佐屋地区だけが減っているというふうに思いますが、それは何が原因なのかについてお尋ねをいたします。

それから35ページの行政事務委託料事業が前年よりも減っておりますが、減ったことによって市民からどのような意見があるのかについてお尋ねをいたします。

それから39ページ、コミュニティー助成金で整備した備品の内容についてお尋ねをいたします。

45ページ、戸籍住民基本台帳、マイナンバーカードの発行数がありますけれども、窓口事務公用分の内容、それから臨時運行とは何かについてお尋ねをいたします。

それから62ページ、高齢者の安否確認ということで、乳酸菌飲料の配布がありますが、これについてはこれ以上ふやさないということですが、いつまで続けていくかという考えについて、それから配食サービスが減っておりますけれども、減っている理由は何なのかについてお尋ねをいたします。

それから68ページ、高齢者タクシー扶助ですけれども、予算の執行率、それからまた不用額を使つての交付枚数の拡大についての考えをお尋ねいたします。

75ページ、児童クラブの登録人数で、利用者がふえている児童館、または減っている児童館ありますけれども、北河田、市江、佐屋西、永和、立田南部、開治、八輪については前年より利用者がふえておるとおもいますけれども、こういうふえているところに対しての対応状況についてお尋ねをいたします。

それから93ページ、広域二次病院群輪番制がありますけれども、昨年の実績報告には海南病院施設整備事業という項目がありましたが、今回はなくなっておりますが、その理由についてお尋ねをいたします。

それから108ページの側溝・舗装工事で、地元要望実施率ということで、側溝工事23%、塗装工事17%ということで、余りにも低い数字ですけれども、この予算に対する考えについてお尋ねをいたします。

それから123ページ、適応指導教室事業で、不登校の学校別状況、適応教室利用状況についてお尋ねをいたします。

それから130ページ、学校給食事業で、地元農産物の利用状況と金額、それから給食補助の状況についてお尋ねをいたします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目の不納欠損の減少の内訳です。前年度対比で96人、1,002万6,306円の減となっております。

続きまして、財産売り払い収入の関係です。不動産売り払い収入3件の内訳ですが、赤道の払い下げが2件、普通財産の売り払いが1件でございます。また、動産売り払い収入4件の内訳は、廃車となった公用車の売り払い収入でございます。

次に、巡回バスの関係でございますが、これにつきましては利用者の生活形態の変化もありますので一概に言えませんが、佐屋老人福祉センターの利用者の減少が起因していると考えています。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは行政事務委託料について、減らしてどういう意見があるのかにつきましては、昨年からは行政事務委託料の算出基礎の平等割の額が減額になり、それに関して特に意見はいただいておりません。

続いて、コミュニティー助成で整備した備品の内容につきまして、パソコン、プリンター、テント、移動用アンプ、マイクなどの音響機器、ポータブルステージなどコミュニティー活動に必要な備品を購入しております。

続きまして、マイナンバーカードの発行枚数につきましては6,143枚でございます。

あと、窓口事務の公用分の内容はにつきましては、生活保護法による保護の決定のため、租税の賦課徴収事務のため、用地買収のため、年金・保険給付費の過払い金に係る債務の調査などでございます。

なお、臨時運行とは何かという御質問につきましては、いわゆる仮ナンバー、赤の斜線の入ったナンバープレートでございます。

運行許可とは、未登録自動車の新規検査、登録や車検切れ自動車の継続審査を受けるために陸運支局まで運行する場合など、運行目的、期間、経路を特定した上で、特例的に許可し、市町村などが臨時運行許可番号標を貸し出す制度でございます。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

乳酸菌飲料の配布についてでございます。現在、利用者の方もあり、当面は継続していきたいと考えております。

次に、配食サービスの件でございます。要支援の方が介護保険の総合事業の対象者となったため、減ったという理由でございます。365日の実施については、事業費が大幅に膨らむ可能性があるため、現状のサービスの継続という観点から難しいものと考えております。

次に高齢者タクシーでございます。予算の執行率ですが、平成30年度は89.5%、平成29年度は93.2%となっております。対象年齢や事業内容については、今後、協議・検討が必要であると考えております。

次に、広域二次病院群輪番制から海南病院施設整備事業の項目がなくなったという御質問でございます。こちらのほうにつきましては、事業目的、手段、活動及び決算額が毎年同じということですので、掲載の項目を見直したということでございます。以上です。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

私からは75ページの児童クラブについてお答えさせていただきます。

児童クラブの登録人数は、5月1日現在1,025人の登録があります。利用者がふえている対応状況につきましては、児童クラブの単位数をふやしたり、民間児童クラブを利用するなどの対応をしております。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、側溝・舗装工事の要望率について答弁させていただきます。実施率が低いのは、要望に対しまして、要望量が多いためでございます。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

不登校の学校別状況でございますが、学校別につきましては個人の特定につながるおそれがありますので、総数でお答えをさせていただきます。

平成31年3月31日現在、不登校者数、小学生は28人、中学生68人、合計96人です。

一方、適応指導教室利用者につきましては、小学校が2人、中学校が16人、合計18人でございます。

次に学校給食事業、地元農産物の利用状況でございます。平成30年度の利用状況は愛知県産が37品目、うち愛西市産は10品目です。金額は、愛知県産は1,750万円程度、うち愛西市産は180万円程度となっております。

現在、愛西市、1食当たり市のほうが10円を負担しております。平成30年度の児童・生徒の給食数が91万8,185食でございますので、918万1,850円を補助していることとなります。以上です。

#### ○16番（加藤敏彦君）

それでは再質問お願いいたします。

10ページの不納欠損でございますけれども、この中で5年以上の滞納、一応5年めどで処理をしていくというのがありますけれども、5年以上の滞納の件数、金額は幾らになっているでしょうか。

それから、14ページの財産売り払いにつきましては、ここに明記されております勝幡町はこれは不動産でありまして、あとは道路ということで、多分これは住宅の土地のことだと思いますが、それでよろしいかということですね。

それから、23ページ、巡回バスですけれども、老人福祉センターの利用が減っているのが佐屋地区での減っている主な理由ではないかということですが、巡回バスについては時刻表の見直しというのが行われると利用の状況が変わってまいります、この前回の時刻表の見直しによって利用しにくくなったのではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

それから、35ページ行政事務委託料については、特に意見がないというのは、ちょっと本当にそうなのかというふうに思いますが、やはり行政事務委託料で運営しているところもありますので、そういう点では意見があったのではないかと、これは4分の1カットですから、かなり大きな金額が削られておりますので、これについては意見があったように思いますが、再度確認させてください。

それから、45ページのマイナンバーの発行数が、ここに書いてありますように637枚を足して6,143枚ということではよろしいのか。それから、今市民のマイナンバーの普及率というか保有率ですね、どの程度になるかという点についてお尋ねをいたします。

それから、臨時運行の件ですけれども、これは愛西市の場合は軽自動車のことなのか、普通車も含めてなのか、仮ナンバーの発行についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから62ページ、安否確認、乳酸菌飲料と配食サービスでございますけれども、やっぱり安否確認という点では、365日の安否確認が目標であり基本というか、そういう点で部長のほうからは配食サービスをふやすと予算が大きくなるということではありますが、その点、やはり目標としては365日という目標についての考え方をお尋ねをしたいと思います。

それから68ページ、高齢者タクシーですけれども、執行率が9割近くなって、逆に不用額があればもう少しふやしてほしいと、現在24枚を48枚にふやしてほしいという意見はよく聞く話でありますし、またこの対象が独居老人及び高齢者夫婦ということで、昼間独居についての検討について、今後協議という答弁がありました、昼間独居老人についても対象にしていく件について市の考えをお尋ねいたします。

それから、児童クラブの登録についてですけれども、先ほどクラブの数をふやす、それから民間のクラブをお願いするということではありますが、具体的にありましたら御紹介いただきたいと思います。

それから93ページの海南病院施設整備事業というのは、毎年同じ項目なので削除したというのは、実績報告書は何のためにつくるのかという問題と絡んでくると思いますけれども、実績報告書というのは、議員が見て、また市民が見て、愛西市の1年間の事業はこうであったとい

うのが大変まとまっている、わかりやすいというものではないかと思いますが、こういうものをなくしていいのかという点に疑問を持ちますが、その点はどうでしょうか。

それから108ページの側溝・舗装工事で、部長の答弁には驚きましたが、やはり住民要望に対してどこまでやっていくのか。本当に2割前後の側溝23%、舗装工事17%、余りにも低いのではないかと。予算の組み方そのものの見直しも必要ではないかと思います。愛西市は今、健全財政でありますので、可能性のあるときにきちっと執行率を高めておくことが必要ではないかと思いますが、再度考え方をお尋ねしたいと思います。

あと、学校給食についてですけれども、やはり愛西市は農業が基幹産業の地域だと思いますが、ここでやはり地元農産物の利用を高めるという点で、さらに高めるということについての考え方についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

1件目の不納欠損の関係でございます。

5年以上のものですが、これは分納等で時効中断のものも当然含んでおりますので、2,589件、5,225万7,785円でございます。

次に、売り払いの関係の赤道の関係でございますが、1件は民間の企業の開発行為に伴う払い下げです。もう一件は、個人の方が自己所有地の有効活用のため払い下げをさせていただいているものでございます。

次に、巡回バスの関係でございますが、こちら概要書の64ページにもございますように、老人福祉センターの利用者そのものが2,000人ほど減っております。そちらの影響もあるのではないかと考えているところでございます。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

行政事務委託料についてでございますが、再度申し上げますが、私どもには意見はいただいております。

もう一点、臨時運行の車種でございます。普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、二輪の小型自動車、これは251cc以上のものになります。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

私のほうから配食サービスの件でございます。

365日の安否確認の必要性ということでございます。こちらのほうにつきましては、この配食サービス以外につきましても、新聞配達や牛乳販売店についても依頼をしております。この365日の安否確認については、地域全体で見守っていく必要があるというふうに思っております。

次に、高齢者タクシーの関係でございます。対応につきましては先ほど御答弁させていただきましたが、今後、協議、検討していく中で、昼間独居のほうも検討していく必要があると思っております。以上です。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

私からは児童クラブの件について御報告させていただきます。

概要書の76ページの上段のほうに児童クラブ事業と運営事業が載せてございます。その中の下のほうですね、諏訪学園と児童クラブV I V Oが平成30年度より民間として新たに児童クラブを運営していただいております。以上でございます。

○産業建設部長（山田哲司君）

地域要望の整備は大切なことだと思っております。各地区、要望に対しまして1カ所は施行できるような調整をとっております。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

給食の地産地消の関係でございます。

愛西市の給食に使っている主な農産物はレンコンとかミツバとかネギ、レタスです。献立委員会や栄養士の先生方、積極的に地産地消に取り組んでみえますが、やはり献立の関係上、限度があると思いますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

済みません。答弁が漏れておりました。

マイナンバーでございます。30年度673枚を足して累計で6,143枚、交付率につきましては、9.7%でございます。以上です。

○市長（日永貴章君）

実績報告書の件で私から御答弁をさせていただきます。

実績報告書につきましては、できる限りわかりやすい資料作成を我々は心がけております。当然、前例踏襲になることのないように年々、表記の仕方も変えさせていただいておりますので、その点は御理解いただきたいというふうに思っておりますし、我々としては、別にそういった意図があって変えているわけではございませんので御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・認定第2号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第17・認定第2号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

認定第2号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御質問いたします。

実績報告書の153ページからであります、ここでいう収入と支出についての確認です。

収入、県支出金が46億、これは県からの医療費の給付に係るものかと思うんですが、保険給付が45億7,000万ということで、約1億5,000万円ほど違うんですけれども、この差額についてはどうしてなのか教えてください。

また、繰入金のうち、繰入金の6億8,100万円のうち、法定外繰入金の金額についてお伺いします。

さらに、この153ページのところの一般状況ということで、階層別の人数が載っておりますが、未就学児、後期高齢者、70歳以上等々、書かれてはいますが、こちらの中で18歳までの児童の内訳というのは人数を未就学児を含んでも含まなくてもいいですけど、説明していただいて、18歳までの児童の内訳を教えてください。

またこの中で、失業者と言われる人の内訳がわかれば教えてください。

続いて、154ページの準備基金の残高についてですが、30年度、29年度末4億37万9,000円、30年度、4億273万535円と微増という状況にあります、この準備基金の残高の評価を教えてください。

また、それぞれの保険税の賦課状況について、減額7割軽減、5割軽減、2割軽減とありますが、軽減の状況については書いてありますが、今国保の会計として減免という内容もありますので、減免の内容について内訳を教えてください。

続いて、一般会計でも不納欠損がありましたけれど、国保会計でも不納欠損が発生しております。決算書の152ページに記載がありますので、152ページの不納欠損額670万5,157円について不納欠損ということで今回上がったわけですが、この内訳について、一般会計と同様、さまざまな理由であると思いますが、その内容の内訳を教えてください。

また、この不納欠損の内容について、5年以上の部分の不納欠損、不納欠損をした670万円の中で、5年以上の納付期限のものについての件数と金額を教えてください。

あと、戻っていただいて158ページですが、こちらに総務費として費用、158ページの国民健康保険特別会計の直営診療所施設勘定についての確認です。

診療費支出について、総務費前年対比92.3%ということで、1割近くの総務費費用が減っている、この理由についてお伺いをします。また、載ってはいませんが、未収金や未払い金についてあれば年度内の増減、または年度末の残高についてお伺いします。以上お願いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは幾つか御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず最初に、県支出金と保険給付費の差額の内訳ということでございます。

保険給付の実績に応じて交付される県支出金につきましては、決算書の151ページに記載がございまして、歳入の2款、県支出金の保険給付費等交付金で45億3,755万2,500円がございまして、その対象となる保険給付費から出産育児諸費、葬祭諸費、また歳入のうち、雑入の第三者納付金、被保険者返納金、指定公費分を除いた金額になりますので、その金額につきましては45億3,673万5,162円になりまして、その差額というのは81万7,338円の超過交付という状況に

なっております。

続きまして、歳入のうち、法定外繰入金の額ということでございます。一般会計繰入金のうち、法定外繰り入れにつきましては、福祉医療波及増分の3,785万4,000円でございます。

続きまして、18歳までの児童の内訳ということでございます。5歳刻みでお答えさせていただきます。ゼロから4歳までが221人、5歳から9歳までが282人、10歳から14歳までが352人、15歳から18歳までが412人、合計で1,267名でございます。

次に、失業者の内訳ということでございます。こちらにつきましては、平成30年度の非自発的失業者軽減の申請内容ということでお答えさせていただきます。解雇が13件、雇いどめが5件、事業主の働きかけによる正当の理由のある自己都合退職ということで28件、任期満了ということで1件、正当理由のある自己都合退職ということで23件、計70件でございます。

続きまして、準備基金の残額の評価ということでございます。前年度から235万1,301円の増加ということでございます。国からの財政支援等がございまして基金残高は微増となりましたが、被保険者の減少、医療費は増加傾向であることから、国民健康保険の運営は厳しくなるものと考えております。

続きまして、減免の件数でございます。火災による減免が2件、失業等の理由により、所得の見込みが著しく減少した場合は1件ございました。

続きまして、不納欠損額の理由別件数でございます。地方税法第15条の7第1項第1号、破産等でございますが、32人で186件、280万3,556円。同じく15条の7、第1項第2号の生活困窮、生活保護世帯でございますが、19人で105件、259万7,901円。同じく、第15条の7第1項第3号の行方不明ということで、15人、34件、67万8,400円。同じく18条の時効ということで、8人、24件、62万5,300円でございます。合わせて74人、349件、670万5,157円でございます。

次に、納付日の内訳ということで、年度別でお答えさせていただくということで、平成29年度分が5件で4万3,500円、28年度分が6件で5万8,000円、27年度分が8件で21万200円、26年度分が6件で27万6,600円、25年度分が207件で419万6,900円、24年度分から平成15年度分が117件で191万9,957件でございます。

その次に、八開診療所の関係になるかと思えます。

総務費の10%の減の内訳ということでございますが、こちらにつきましては、平成30年8月に職員が1人退職いたしました。正規職員でございました。その人件費分の減額が総務費の主な減少の要因となっております。

続きまして、未収金、未払い金につきましてはございません。以上でございます。

## ○18番（河合克平君）

済みません。153ページの、最初に県支出金と保険給付金の差額というのは80万円ほどだということだったんですが、153ページを見るとちょっとそんなに少くないし、もう一回説明を、151ページに載っていますということですが、151ページに載っているのかどうか、もう一回教えていただいてもいいですか。46億収入があって、支出が45億だと、7,000万円ぐらいある

と思うんですけど、差額が、その内容について聞きたかったので、もう一度教えてください。

あと、準備基金の残高の評価というのは、保険者が少なくなり医療費が増加するというためということはあるんですけども、県の支出金が、県に対する納付金が上がっていく状況の中で、今回でも国保健康保険税でもらっている、預かっている金額と県支出金の金額の差が大体3億円ぐらいあるんですけど、もっと、4億円かあるんですけど、その差額を基金の残高で埋めていくということになるのかと思っていたんですが、思いのほか減らなかったということについて、もう一度その減らなかった、どうふえたのか、いろいろと交付金がふえたということがありましたけれども、もう少し具体的にお伺いをできますでしょうか。

あと八開診療所について、8月に正規職員が退職したということですが、それ以降、正規の職員を入れないのか、そういう検討はしたのか、そのことについてお伺いします。お願いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは私から2点目の質問からお答えさせていただきます。

こちらのほうにつきまして、県の納付金との兼ね合いがございます。こちらのほうにつきまして、国からの財政支援ということで、国全体で3,400億円といった財政支援がございまして、愛西市にもその分、相応分の財政支援がございまして、そういった部分から今回の支払い基金の若干の増額ということになったわけでございます。

続きまして、八開診療所の職員の関係でございますが、あっちに1人、正規職員が退職いたしまして、その後、事務が滞るといけないということで、臨時職員で対応したということでございます。特に事務に支障は来しておりません。以上です。

1点目につきましては、担当のほうから説明させます。

#### ○保険年金課課長補佐（石原優雅君）

普通交付金の再質問でございます。

保険給付費に対する普通交付金に対しましては、決算書の左側のページですと151ページ、右側のページですと152ページの県支出金、1. 保険給費（普通交付金）の欄にございます。収入済み額45億3,755万2,500円になります。こちらのほうが医療費に対する交付金の額になりますので、保険給付費、歳出になります。決算書160ページ、保険給付費、上から3段目、45億7,687万5,551円でございます。ここからまず出産育児金、162ページになります、2,100万9,660円、葬祭費465万円、この金額を引いた金額になります。そのうち、また歳出のほう、部長のほうから説明がございましたが、第三者行為、交通事故になります、の金額と、被保険者から返還された金額で医療費返還金の金額、あと指定公費の金額を差し引いた金額になります。その金額の差額が約80万円ほどになるということの御説明でございます。以上です。

#### ○議長（鷲野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○6番（吉川三津子君）

認定第2号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、職員診

療所についてお伺いをいたしたいと思います。

決算書のほうを見ていただいたほうがいいんですけども、169ページ、170ページです。

診療収入等が予算よりも減っている、そして基金においては、繰入金が1,160万円、積み立てが375万8,906円ということで、全体として八開診療所の運営について1年を終えてどのように評価をされているのかお伺いをしたいと思います。

そして徐々に質問をさせていただくのは、医療と介護の連携について、この八開診療所がどのような役割を果たしていくのかということ、かつて一般質問等でさせていただいて、一つの課題であるということが言われてきたわけなんです、具体的にどのような役割を果たしていくのか方向性が見えているならばお聞かせをいただきたいと思います。

それから、介護保険制度の改正により、やはり在宅医療、そして最後のみとりも在宅でということが進んできているわけですが、八開診療所はそういった部分でもどのような役割を果たしていくのか、こちらについても方針が定まってきたらならばお聞かせをいただきたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

決算の評価ということでございますが、疾病の流行等も要因になりますが、前年度と比較すると診療件数、外来患者数につきましては、おおむね横ばいという状況でございます。また、ジェネリック医薬品の導入を進めた結果、医療報酬がこれに比例して減少したという現状がございます。診療所運営準備基金から繰り入れしなければならないということもございますので、経営状況につきましては非常に厳しい状況であると評価をしております。

次に、医療と介護の連携ということでございます。こちらにつきましては、地域でのみとりということも言われております。往診時や診察時に診療所へ同伴で見えた御家族・ヘルパーからの相談に対し、市への要介護認定申請等のアドバイスの対応を行っているところでございます。また、かかりつけ医のない方で、介護保険利用希望の主治医意見書の作成につきましても積極的に受けている状況でございます。介護保険利用につきましては、高齢福祉課、社会福祉協議会等と相互に連絡を取り合って情報交換を行っているような状況でございます。

続きまして、介護保険制度の改正による八開診療所の役割ということでございますが、地域における疾病や介護状態にある高齢者の医療、介護のニーズに答えていくことが不可欠だと考えております。できる限り医療ニーズをあわせ持つ要介護者や高齢者、その家族に寄り添い、住みなれた地域、自宅で生活ができるよう支援する努力、役割を果たしていく方針であるというふうに思っております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

毎年この八開診療所というのは厳しい、厳しいというふうに言われているわけなんです、具体的に八開の利用者がかかりつけ医として何人ぐらいふやしたらいいんだろうというようなそんな目標は立てていないのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、介護と医療の一体化ということとか、愛西市独自で医療と介護を結びつけたような仕組みをつくっていかなければならないわけなんです、八開の診療所を愛西市独自の仕組

みの中に組み込むとか、そういったことは考えていないのか、そしてしっかりとこの海部地区の医師会と連携がとれているのか、その点についても確認をさせていただきたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

八開診療所につきましては、経営改善計画というようなものを持ちまして、現在取り組んでいるところでございます。目標につきましても、その計画に基づきまして進めていきたいというふうに思っております。

次に、八開診療所を介護保険の仕組みの中に組み入れるということでございますが、現在、八開診療所地域の医療の拠点ということで、医療のほうを行っていただいておりますが、介護保険につきましても、医療と介護の連携ということもございますので、どのように組み入れていったらいいのかということは今現在考えているところですが、なかなか難しいところがございまして、検討中というところでございます。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は16時30分といたします。

午後4時18分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第3号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第18・認定第3号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計についての決算についてですけれども、基本的に後期高齢者なので、中身的には県のほうへ行ってしまいうけですけれども、ただ保険料の徴収に関しても基本的には年金からの天引きが基本にはなっていますが、ただやはり年金収入が少ない方の直接納付する方とか、それから65歳の切りかわりで直接納付の方も見えると思うんですけれども、そうした方々の滞納状況とかというのはつかんでいるんでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

保険料の滞納状況ということでございます。

現年度分につきましては、54人で143万3,100円でございます。滞納繰り越し分につきましては

は、31人で426万8,000円となっております。以上です。

○17番（真野和久君）

滞納の要因とか、例えば滞納者がどういう形の徴収になっていたかとか、そういったところについては問題をつかんでいますか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

滞納の原因ということでお答えさせていただきます。

他税にも未納があり、後期高齢者医療保険料に充てる余裕がない、資産はあっても保証人になっているものがあるので差し押さえられている、支払う意思があり分納しているが完納の金額には至らない、ほかにも借金がある、保険料の支払いよりも生活費を優先したいといったような原因が考えられます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第4号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第19・認定第4号：平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

認定第4号：平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

概要書の164ページ、介護認定についてお伺いをいたしたいと思います。

かなり総合事業等も始まり、介護給付費とか、介護に係る費用の縮小ということが言われているわけですが、要介護から要支援に変わった人数というのはどれぐらいいるのか。そんな市民の方々から大きく変わってしまったという声も聞いておりますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、認定審査会は1回当たり何件をこなしているのか。そして、その会議には何時間ぐらいかけているのか、つまり1件当たり何分ぐらいでこなしているのか、お伺いをしたいと思います。

それから次に、概要書168ページの介護予防・生活支援サービス事業と、169ページの一般介護予防事業についてお伺いをしたいと思います。

これは毎回お伺いをさせていただいております。

今回、通所サービスBで3,197件、一般介護予防で3,676件とよく似た数字の利用人数が出て

きております。しかし、負担金となると大きな差が出てきております。通所サービスBは要支援、もしくはチェックリストにかかった方々が中心でサービスを受ける、リスクがある程度あって、サポートする側も気をつけてお相手をしなければいけないサービスです。そして、利用料も参加者から徴収されているのが一般的ではないかなというふうに思っています。

一方、一般介護予防事業においては、農協さんのほうに委託がされております。参加費は原則無料と聞いております。

この件数からいきますと、この通所サービスBのほうは、参加者1人当たり1回570円ぐらいの公費負担になるのかなというふうに思っています。そして、元気な方が行かれる一般介護予防、車とかで乗っていかれる方が多いわけなんですけど、約900万円の委託金が払われておりますので、参加費無料でかつ参加者1人1回当たり2,448円ぐらいが投入されているという、リスクのある人は参加費を払って市から570円、そして、健康な方々については、参加費が無料で市から2,448円という状況になっております。

こういった市の負担、費用対効果とか税の公平性とか、いろいろあると思いますが、この差が生じる原因は一体何なのか。内容としては、私も現場も見に行っておりますのでやっていることはほぼ一緒であります。何が違ってこうなっているのか、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

それから、一般介護予防事業については農協さんのほうにさせていただいて、否定するわけではないんですけども、市民の多くの方が、この事業は農協がやっているものなので、農協の会員しか行けないんだという認識の方がかなりいらっしゃるのことがわかりました。この事業の参加者で、農協会員の方々が占める割合はどれぐらいなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、昨日、総合事業の予算について担当部署に確認をしたわけなんですけど、サロンとか通所Bとか、まだまだふやしていかなければならない状況なんですけれども、予算がないからこれ以上ふやすのは厳しいというようなお話があったわけなんです。一方で、こういった900万もかけて一般介護予防がされているのであれば、予算配分について何らかの議論のし直しが行われているのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず最初に、要介護から要支援に変わった方でございますが、平成30年度におきまして要介護の認定を受けていた方で、要支援に介護度が下がった方につきましては52名でございます。

次に、認定審査会の件でございます。時期によって、件数や時間につきましてはばらつきがございますが、おおむね1時間で30件の審査件数をこなしているような状況でございます。

続きまして、通所型サービスBと一般介護予防の関係でございます。こちらの金額に差が出る理由ということでございますが、一般介護予防事業の従事者につきましては、ヘルパーや介護福祉士という有資格者であること、従事者数が多いこと、市内全域でサービスを提供していること、一般介護予防事業につきましては、市の委託事業として実施しているものでございます。通所型サービスBにつきましては、市民の自主的な取り組みによる補助でございます。そ

ういったことで、決算額というか金額に差が出るものというふうに思っております。

続きまして、一般介護予防事業、おでかけサロンだと思いますけれども、農協会員が占める全体の割合ということでございますが、こちらにつきましてJAあいち海部に委託している事業でございます、参加者については農協組合員に占める割合についての把握はしてございません。

次に、総合事業の予算の関係でございます。総合事業の予算は、過去の実績金額に直近3カ年の各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて算出いたします。

愛西市は、今後も75歳以上被保険者数は増加すると予想されておりますので、その伸び率に応じて総合事業の上限額が増額になると思われま。現在、総合事業の上限額を超えていることはございません。住民主体型サービスをふやしていくことも可能であるというふうには思っております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは、再質問させていただきます。

先ほどお伺いして、入院してけがをした後、要介護から要支援に回復して戻る事例というのはあるかと思うんですけれども、同じような状況でありながら、こういった要介護から要支援になってしまったという事例もお聞きしているんですけれども、そういったけがとか、別にこういったランクが落ちる事例があれば、現実的に把握しているのであればお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、介護審査会において1時間に30件、2分に1件という状況で審査がされていく。これについて問題になっていないのか、その点について確認をさせていただきたいと思ひます。

そして、法律の中でケアマネから意見を聞いたり、言うことができるというような法的な仕組みがあると思ひますけれども、ケアマネからそういった意見を言いたいということで申し出があつて審査をしたりとか、そういったことがされたことがあるのか、これについてもお伺いをしたいと思ひます。

それから次に、一般介護予防についてお伺いをしたいと思ひます。

多くの自治体では、この一般介護予防こそが歩いていけるところということで、地域の自治会さんとか、婦人会さんとか、そういった方々が一般介護予防を担ってやっけていく事例が多いです。委託でやられている、こういったサロンのものというところは少ないのかなと思ひますけれども、そういった見直し等はされているのか。農協の会員さんもここにかかわってやっけていっけるので、できれば歩いていける距離にそういったサロン事業が展開されていくというのが望ましいわけなんですけれども、そういったことで以前から申し上げていっるよう、農協の会員さんで、その地域、その地域で住民主体Bに移行していただいたりとか、そういったような仕組みの変更の議論をされたことがあるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

そしてあと、このおでかけサロンの広報はどうされているのか、なかなか農協会員さんのほうにしか広報が回っていないというような話も聞いているわけなんですけれども、開催の周知

等についてはどうされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

まず最初に、私が答えられる部分についてお答えさせていただきます。

まず、審査会1時間で30件をこなすということでございます。こちらの関係につきましては、スムーズに審査を行うために、委員は事前に審査資料を配付してお目通しをいただいております。そのため、十分審査が可能であるというふうに思っております。

あと、担当のほうからお答えさせていただきます。

**○高齢福祉課長（後藤真治君）**

まず、ケアマネからの意見を審査会にということでございますが、ケアマネからの意見につきましては、認定調査の段階で立ち会っていただくようなことも人によってはあります。そのような意見を一次判定の中の特記事項として反映することはございますが、審査会に参加といったことはございません。

続きまして、一般介護予防からBへという検討でございますが、一般介護予防は、現在、先ほどおっしゃったとおり、農協さんのほうで実施しております。市内全域で実施しております。それに対して、29年度からBが開始され、段々とはふえてきておりますが、まだ市内全域全てを賄っている状態ではございません。

こういった中で、まだちょっと一般介護予防を今直ちに農協のほうの委託をやめて、補助事業であるBのほうに全て任せることは無理かと考えておりますので、ちょっと今後もBの団体の増を目指しながら、そういったことも今後検討していきたいと考えております。

また、一般介護予防の広報の関係でございますが、どのように集めているかでございますが、市では、相談窓口に来庁された方で、介護予防が必要と思われる方に対して教室のチラシを配布したり、75歳の方にチェックリストを実施しておりますので、事業対象となった方に参加を勧めていたりしております。

また少し前になりますが、平成30年6月号広報等に教室の募集記事を掲載しております。

あと、最初の質問が入院等のけがの回復以外での支援、介護状態からの支援への回復の状況ということでございますが、そういった統計等はございません。以上です。

**○議長（鷲野聡明君）**

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

認定第4号：平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

実績報告書の163ページ、歳入の状況がありますが、歳入とともに滞納の状況について伺いたいと思いますので、お願いいたします。

件数、金額、それから普通徴収、特別徴収の状況と滞納の関係についてもお尋ねをいたします。

それから、170ページの包括的支援事業の実施状況として、高齢者虐待、権利擁護というものがあありますが、内容と対応についてお尋ねをいたします。お願いいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

まず最初に、滞納状況でございます。

平成30年度末の普通徴収対象者1,878人のうち、滞納者は141人となっております。特別徴収につきましては、対象者1万8,574人となっておりますが、滞納者はございません。内訳でございますが、普通徴収で141名、527万200円の状況となっております。

続きまして、包括的支援事業でございますが、高齢者虐待につきましては、虐待の相談や通報により虐待の事例を把握し、速やかに当該高齢者を訪問等で現状を確認、それぞれの事例に即した対応を行っております。

権利擁護につきましては、認知症があり、金銭の管理ができないなどの相談があった際には、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用など、ニーズに即した適切なサービスや機関につながる等の支援を行っております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

今、滞納については普通徴収141人で527万ということでした。

決算書の216ページで、滞納についての収入とか、不納、収入未済額とありますけれども、これとの関係ではどうでしょうか。数字をもう少し説明いただきたいと思うんですが。

それからあともう一つ、包括的支援事業の関係で、この説明書で、包括的支援センター3カ所で22件、延べ101件、それから43件、延べ333件ということですが、この件数と延べ数との関係はどう見たらいいのかについてもお尋ねをいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

滞納の額につきましては、現年度分と滞納分がございます。

現年度分につきましては、先ほど申し上げました527万200円でございますが、滞納繰り越し分につきましては、730万3,195円となっております。

続きまして、高齢者虐待との関係でございますが、担当のほうから御答弁させていただきます。

**○高齢福祉課課長補佐（村瀬さやか君）**

先ほど御質問のありました虐待の通報の受理件数になるんですが、こちらの件数に関しましては22件、延べ101件という部分、後そのほかの部分に関しましては、22件というのが実人数になります。あと延べ101回対応をしたという形でのものになります。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第5号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第20・認定第5号：平成30年度愛西市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、農業集落排水事業特別会計について質問をいたします。

まず175ページの一覧、歳入歳出の状況について記載がありますが、その中で、歳入差し引き1億350万4,110円を下水道会計へ引き継ぎをしたということになりますが、前年と比べるとかなりたくさん繰越金が発生したなあという印象ではあります。その内容についてどんな評価をされているのか、教えてください。

また、この会計についても不納欠損が出ておりますので、不納欠損についての件数、内容についてお伺いします。

また、決算書の258ページに、消費税の還付金というのが約3,000万ほどの還付金が出ているんですが、消費税及び地方消費税還付金3,029万1,615円とかなり大きい金額が還付金として還付されていますが、この内容についてお伺いします。

○上下水道部長（鷺野継久君）

それではお答えさせていただきます。

まず、1億円の繰越金の評価でございますが、令和元年度から地方公営企業法の適用を開始することにより、打ち切り決算により前年度に比べ金額が大きくなっているのが大きな要因でございます。

それと不納欠損の件数でございますが、まず6件でございます。内訳は、時効による消滅でございます。

消費税還付金の計算の根拠ということでございます。

消費税及び地方消費税の申告につきましては、本年3月末に税務署及び還付を受けております。主な構成内容につきましては、使用料・維持管理分担金の売上消費税額を5%と8%に正確に分類していなかったための取り扱い誤りによるものでございます。以上でございます。

○18番（河合克平君）

済みません、1億円の繰越金について、収入がふえてなったのか、経費が少なくなってなったのか、積立金を大きく取り崩したのでなったのか、もう一度その評価についてお伺いします。

また不納欠損ですが、滞納繰越金が使用料について約373万円あって、そのうち不納欠損が18万5,000円ということですが、6件時効のみということですので、時効は何年で、

それ以外の370万円についてはちゃんと支払いをしてもらえるように約束がされている金額であるのか、そのことについて伺います。

○上下水道部長（鷲野継久君）

1億円の繰越金の内容でございます。

まず、繰越額が1億300万ほどありました。先ほど申しましたように、打ち切り決算の関係で2,210万ほどございました。これで8,100万ほどになります。それから、先ほどの河合議員が質問された還付金の関係の3,000万ほどがございまして、これを引かせていただきます。施設の修繕費を1,000万ほど3月補正で残させていただきました。何があるかわからんもんですから、念のため1,000万残させていただきました。それを足しますと4,000万ほどでございます。それを差し引きしますと、本来繰越額があったであろうと思われるものが約4,080万ほどで、28年度が約4,200万でございますので、たしかに29年度は1,500万と少のうございますが、おおむね前々年度ぐらいの繰越額になるかと思っております。

それから、不納欠損の時効は5年でございます。内容につきましては、行方不明者が5名おりました。生活困窮者が1名おまして、この方今回不納欠損をさせていただいたんですが、今後は1,000円でも支払っていただくように、担当者が何度かお邪魔して約束をつけておるところでございます。以上でございます。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・認定第6号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第21・認定第6号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

認定第6号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

きょうちょっと余り皆さんにわかりにくいといけないので、資料のほうを配付させていただきましたので、よろしく申し上げます。

平成30年度決算が事業計画全体を踏まえた中で、適正に運用されたかの視点でちょっと質問をさせていただきます。

毎年、この下水道事業の総事業費や一般会計からの繰り入れとか、市債とか、そんなことについて毎回質問をさせていただいております。そして、平成29年3月議会で、上下水道部長か

ら、平成29年度当初予算で、公共下水道各種計画見直し委託料というのを3,123万円計上したと。これから総事業費、財政計画のシミュレーションなどについて見直しをしたいと、現在、経営戦略プランの策定の中で、今後30年間の投資、財政計画について資産精査をしているところだということで答弁がありました。つまり、平成30年度は、新たな計画をもとに事業が行われた最初の年であります。

皆さんに配付してあるのが、つくられたこの計画で、第1次愛西市下水道事業経営戦略というものです。これはホームページにも公開されておりますので、きょうお話ししたい部分を抜粋してお持ちしたわけですが、この計画には、将来にわたって安定的にサービスの提供を継続していくための取り組みとして、中・長期的な経営基本計画であるということが書かれているわけです。

最初の資料1枚目、資料1というのが流域下水道の事業のほうです。

これは、平成28年度以降の支出計画について書かれているわけですが、平成14年から27年までに、既に流域下水においては12億6,000万円が支出済みであります。この経営戦略によれば、28年から58年度までの30年間で6億2,490万円、総事業費として流域下水は18億8,490万円ということになるわけです。

次、2枚目のほうを見ていただきたいと思います。

こちらのほうは、公共下水事業についてです。

同様に、ちょっと左側だと表が見にくいので、右側に拡大してつくってコピーをしてきたわけなんですけれども、同様に、平成14年から平成27年までに支出済みの金額は、右の上のほうに書いてありますが98億1,100万円です。

今後、平成50年までの支出予定は242億4,390万円というふうに書かれていて、公共下水道事業の総事業費は、つまり340億5,490万円になります。公共下水道事業と流域下水道事業を合わせると、総事業費359億3,980万円となります。

私は、平成21年からずっとこの総事業費、下水道の総事業費の質問をしてきておまして、総事業費は282億円でした。つい最近まで、正直言うと昨日もらった市からの資料も282億円と書いてあるんです。でも、この3,000万円もかけての計画には、77億3,980万円も膨らむという計画が示されているわけです。今後まだ250億円近くの事業費が、この公共下水道にかかるという大変驚くシミュレーションが出ていることに気づいたわけなんですけど、議会でも報告がされず、本当に一体どうなっているんだと思うわけです。

そこでまずお聞きをしたいのは、この多額の税金でつくった最新のシミュレーションである公共下水道経営戦略説明書の本日配付しましたこの表の見方について確認をさせていただきます。

今、決定している公共下水道区域の工事をやり遂げるには、平成28年から令和19年度までで整備にまだ公共・流域下水合わせて249億円かかるというシミュレーションが出ている、そういった表の見方でいいのか確認をさせていただきたい。それでいいのか、間違っているのか、どちらかでお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、これだけの事業総額が膨らむデータが出たことにより、今後の事業変更についてこの初年度である30年方針を出したのか、どんな議論があったのか、説明をいただきたいというふうに思います。

それから、この総事業費が膨らむということにより、国・県補助金、市債、一般会計繰り入れ、受益者負担などの総額も変わり、増額しなければやっていけないわけですが、こういった補助金とか市債、一般会計繰り入れ、受益者負担、そういった見込みについてもどのように変わってきたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、平成19年にも、私はこの公共下水について質問をしているんですが、そのときの答弁、市債の9割が交付税措置されるので、市の負担は約1割ぐらいでいけるのではないかと、うそんな答弁がされています。今、この市債への交付税措置は、何割ぐらいなのかちょっと教えていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、概要書の184ページ、公共下水道施設建設事業におきまして、工事の平均落札率はどうなっているのか。そして、指名は地元業者のみなのか。指名業者の条件についてお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

まず、吉川議員からのシミュレーションが合っているか、合っていないか、これは合っておるということで回答をさせていただきます。ただし、あくまでこれにつきましては、28年度の10年概成が今後もずっと続くということの一つのシミュレーションでございますので、よろしくをお願いします。

これにつきましては、29年3月議会最終日の全員協議会で、ここまでの資料は出してございません。申しわけないですが、ここまでの資料は出しておりませんが、このような経営戦略をしたという報告だけは、29年3月に全員協議会で報告をさせていただきます。これに関するものはホームページに載せていただきますということで、吉川議員が言われるように、この載っている金額との差異はございます。それは事実でございますが、このシミュレーションについてはたしかということでよろしくをお願いします。

その後、どんな業務があったかということでございますが、今後30年間の収支を想定していく中で、国は、10年間で集中的に工事をしろという通達がございました。このシミュレーションは、その後も集中的に補助金がもらえるという内容ではございましたが、ここ最近になりまして、国のほうが10年概成しかり、その後しかり、見通しがはっきりしてきておりませんので、議員には282億の資料を渡させていただいたのが事実でございます。

それから、交付税の割合でございますが、おおむね6割から7割ぐらいで……。

済みません、総務部長が答弁しますので、失礼しました。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

現制度では、起債残高の約3割ということになっておりますので、報告します。

#### ○6番（吉川三津子君）

あと、方針は変わったのかというのは。

○上下水道部長（鷲野継久君）

方針が変わった理由でございますか。

○6番（吉川三津子君）

もう一度説明してよろしいでしょうか。

先ほど申し上げたのは、こういったデータが出たことにより、今後の事業の変更についての方針は出したのか。この30年度は初年度なので、そういった方針は出したのかということをお聞きしました。あとは、県補助金とか、市債とか、一般会計繰入金、受益者負担の総額も変わるわけだけど、見込みはどうだということをお聞きしました。

○上下水道部長（鷲野継久君）

あくまで282億でお答えさせていただきます。

○6番（吉川三津子君）

はあ。

〔「通告してあるの」の声あり〕

通告してあります。

○上下水道部長（鷲野継久君）

事業費282億で報告させていただきます。

現在、建設事業費が147億4,300万でございます。

○市長（日永貴章君）

それでは、方針ということですので、私から答弁をさせていただきたいと思います。

市におきましては、議員がお示しをしていただきました資料につきましては、ホームページ等でももう既に公開はされております。

今後、議員がおっしゃられるように多額の事業費が今後もかかってまいりますし、当然消費税もこれでまた10月から10%ということでございます。

市といたしましては、当初の計画どおりに面整備をしていけば、これほどの事業費がかかるということと、あと国のほうが過去から言っておりますが、10年で集中的に何とか完成をさせないと、それ以降は補助金等の財政的な支援はしないというふうに言われておりましたが、我々自治体といたしましては、できる限り計画どおり面整備を行っていきたいという方針には変わりはありませんけれども、やはりいつ国の方針が転換されるかもしれません。

市といたしましては、国の方針が変わって国からの補助がなくなるということであれば、当然面整備も行っていくのは非常に難しくなってくるというふうに思っております。

ですので、市といたしましては、できるだけ市街化区域については、早急に事業を進めていきたいというふうに毎年要望しておりますので、予算が国の採択、また補助がついた部分については行っていきたいというふうに思っておりますが、なかなか採択できない部分については、今後、当然国の動向を見て見直しが必要だというふうに思っておりますし、やはり国の補助も満額つけていただかないと我々は困るということでございますので、今後につきましても、国・県につきましては、できるだけ事業推進を後押しするような財政的な支援をしていただく

よう要望は続けていきたいというふうに思っております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

まだ答弁が終わっていないんですけど。

○上下水道部長（鷲野継久君）

済みません、今後の見込みですが、市債が156億、補助金を102億見込んでございます。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

今おっしゃったのが、282億をもとにおっしゃったのでしょうか。

○上下水道部長（鷲野継久君）

はい。

○6番（吉川三津子君）

もし仮にそうであるならば、今回のこの計画は一体何なのか。もう282億という数字は、もう計画を立てた段階でなくなっているはずですよ。それなのに私が資料請求をしたら、私5年ごとに請求しているんですよ。そうすると、合計額の282億をそのままにして、実績を入れて、最後残った数字をばらまくというような財政計画を議員に示している。一方で、3,000万もかけて計画をつくっている。この282億が、この担当部署で生き残ってしまうことは、本当にこの計画をつくった、監査請求ものだと私は思います。

その点について、この計画の重みについて部長はどう考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、あとは確認ですけれども、交付税措置も当初言われていたような1割ぐらいを市が持てばいいんだというような、平成19年に私に答弁を出されているんですよ。古い議事録も全部今回ひもを解きました。私にどんな答弁がされたのか、ひも解きました。公共下水道は、市が余り金をかけなくてもできるんだというような答弁も出てきているわけです。

やはり市としては、これは本当にこの先、国の動向によっては、今残っている公共下水道整備が取り残されてしまう。その可能性もある。そして、補助金の仕組みとか、地方交付税の仕組みが変われば大きく負担をしなければならない。時には、もう市街化以外のところは、合併浄化槽に転換せざるを得ない。そんなことを思っていらっしゃるのか、その辺、最後に市長に確認をさせていただきたいと思います。

○市長（日永貴章君）

部長の分も私が答弁させていただきます。

先ほど部長からも答弁させていただきましたが、今後の事業費につきましては、300億を超える事業費がかかるということは、我々としてはいつも言っておりますが、財政は厳しく、我々としては見通しを立てるとするのが当然でございますので、今後はこの計画によると、全整備をしようと思うと360億円ほどかかるし、消費税等また社会情勢によってはさらに負担がふえる可能性もあるというふうな認識をしております。

今後、そういった目線で、我々としてはしっかりと事業を進めていかなければならないとい

うふうに思っております。当然、国の方針の変化によれば、やはり我々としても、整備の仕方  
も当然見直しは必要だというふうに考えております。先ほども答弁させていただきましたが、  
10年概成で、本当に10年で切られてしまったら、それは今後のやり方については、我々として  
は抜本的な見直しは必要だというふうに思っておりますが、繰り返しになりますが、国におい  
ては、きっちりと財政支援をしていただいで、我々の環境整備のためにも、こういった公共下  
水道事業というものを平成14年付近からもう進めているということも事実でございますので、  
我々としては、やはりしっかりと計画に沿って面整備をしていきたいという考えでございます  
ので、御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

今、吉川議員のほうから全体的な今後の見通しについての質問がありましたけれども、実際  
184ページの建設事業というものを見ていくと、年度によってこの3年間の中でも事業額が大  
きく変わっていますけれども、これは多分補助金の関係等も含めて、公共下水の建設事業その  
ものが変わっていると思うんですけれども、先ほど今後の見通しで今市長のほうからありまし  
たのであれですけれども、その要因をとりあえずまず説明をお願いしたいと思ひます。

それと186ページですけれども、元金、元利償還そのものも毎年増加をしておりますので、  
そこの今後の見通しについて、今後どのくらいふえていくのか。また、年ごとにどのくらい払  
っていかなきゃいけないのかについて、見通しをお願いします。

○上下水道部長（鷺野継久君）

まず、公共下水道事業の年度によっての事業額の大きく変わる原因はということございま  
すが、こちらの原因につきましては、28年度と29年度の事業の違いにつきましては、28年度が  
満額の補助金がつきませんでした。第2期の補正がございまして、29年度に28年度分の繰越明  
許分がつきまして、その分を多く事業を行っております。

30年度につきましては、先ほど何遍も申し上げております10年概成の約4億4,000万の補助  
金がついてきておりますので、今後は平準化していくと思っております。

それで市債のほうでございますが、この状況でいきますと、毎年6億8,000万ほどの市債が  
必要になってくるかと想定しております。以上でございます。

○17番（真野和久君）

毎年6億の市債を起債していくということですね。そうなってくると、元金と利子の償還と  
いうものに関しては、今後どういうふうになっていくのか。計画が当然あると思うんですけど、  
償還の。当面の見通しはどうなんですか。

○上下水道部長（鷺野継久君）

30年度の決算までにつきましては、公共下水道につきましては、元金・利子につきましては  
一般会計の繰り入れをお願いできておりました。31年以降もお願いをしていきたいと考えてお  
ります。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・認定第7号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第22・認定第7号：平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

認定第7号：平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定について質問いたします。

工事全般の平均落札率はどうなのか、指名は地元業者のみなのか、指名業者の条件等はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（奥田哲弘君）

工事の平均落札率でございますが、93.91%でございます。

指名の条件でございます。水道事業における指名業者につきましては、地元業者だけではございません。条件として、愛西市水道事業入札参加業者等指名要領第2条により登録してある業者ということになっております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

認定第7号：平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定についてですが、決算書296ページで損益計算書がありますが、当年度純利益3,635万6,919円とありますが、黒字になった理由は何か。そして、愛西市水道の料金値上げが行われておりますけれども、増収分としては幾らあるのか。佐織分、八開分とわかりましたらお願いしたいと思います。

○上下水道部長（鷺野継久君）

まず黒字になった理由でございますが、料金改定をしたことにより黒字になっております。それが一番の大きな要因だと考えております。

続いて、料金の値上げの増収分はということで、佐織、八開分の関係でございますが……、済みません、合計で発表させていただきます。合計で3,800万ほどになります。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

3,800万ほどということで答弁いただきましたが、料金改定の金額が純利益よりも多いので、料金改定が基本的に黒字の要因だと。

佐織、八開分とお尋ねしましたのは、まだ水道事業会計としては料金統一問題が課題としてありますので、例えば八開の料金を佐織の料金に統一していくとか、そういう条件は、この料金、黒字の中であるかどうかという点について確認をさせていただきたいと考えておりますが、どうでしょうか。

**○上下水道部長（鷲野継久君）**

八開、佐織分の料金統一の考えはということでしたが、八開と佐織の料金統一の考えにつきましては、佐織地区、八開地区は平成28年4月に段階的に改定をさせていただきましたが、今後、料金改定をしていく中で検討していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（鷲野聰明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第23・請願第3号（質疑）**

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、日程第23・請願第3号：子どもの医療費完全無料化を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第24・委員会付託について**

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、日程第24・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第41号から議案第55号及び認定第1号から認定第7号につきましては会議規則第36条第1項の規定により、また請願第3号につきましては会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会または特別委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおりで行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（鷲野聰明君）**

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、9月26日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。  
本日はこれにて散会いたします。

午後5時29分 散会